

横手体育館管理運営計画

この計画は、新施設の設置条例や運営規則等を作成する基礎となるものです。今後のニーズや状況の変化に応じた継続的な検討により、一部調整・変更となる場合があります。

令和6年4月

横手市

総務企画部大型公共施設整備室

目次

第1章 施設の概要.....	3
1. 施設の概要.....	3
2. 施設の平面図.....	5
3. 施設の特徴.....	7
第2章 事業計画.....	10
1. 事業の位置づけ.....	10
2. 基本方針.....	11
3. 新施設における主な事業内容.....	13
4. アリーナのレイアウト例.....	17
5. 駐車場の活用計画.....	20
第3章 利用規則.....	23
1. 休館日.....	23
2. 開館時間と利用時間区分.....	24
3. 利用の種類と利用割合.....	29
4. 使用料の考え方.....	31
5. 使用料の体系.....	33
6. 使用料の案（2024.3時点）.....	37
7. 専有利用にかかる予約の優先順位.....	40
8. 利用にかかる申請手続き.....	41
9. 予約のキャンセル等による使用料の還付.....	42
10. 使用料の減額・免除.....	43
第4章 管理運営体制.....	44
1. 運営主体の考え方.....	44
2. 管理運営体制.....	46
第5章 管理運営業務.....	47
1. 開館準備業務.....	47
2. 維持管理業務.....	48
3. 運営業務.....	50
4. スポーツ振興業務.....	52
5. 統括管理業務.....	53
第6章 管理運営費.....	54
1. 試算の考え方.....	54
2. 現時点における試算.....	58
第7章 災害時の機能転換.....	59
1. 災害時の施設機能.....	59
2. 避難計画人数.....	60
3. 防災備蓄品と災害時のための設備.....	61

4. 災害時を想定した平時の施設利用.....	62
資料編.....	64
1. 現施設の利用状況（時間帯別稼働率・2022年度）.....	65
2. 秋田県内のスポーツ施設の使用料.....	73
3. 類似施設・近隣施設の使用料（諸室/その他）.....	80
4. 使用料（利用料金）の減額・免除の状況.....	82

新施設のオープン時期と現施設の利用期間の予定

【新施設】令和8年6月にプレオープン
 令和8年7月にグランドオープン
 【現施設】令和8年6月末まで利用可能
 ※6月中は新施設と現施設が並行稼働

表 管理運営計画時点の事業スケジュール（指定管理者制度導入の場合）

事業スケジュール		2023(R5)年度		2024(R6)年度		2025(R7)年度		2026(R8)年度	
		4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月
新施設 	①建設工事		建設工事					オープン	
	②管理運営計画	計画策定						プレオープン(6月) グランドオープン (7月)	
	③設置条例、規則			条例案作成	議				
	④指定管理							指定管理開始	
	・公募、選定				公募、選定	議			
	・開館準備(管理者)					開館準備	準備		
	・開館準備(市)			開館準備(市・誘致活動等)					
現施設 							閉館(6月末)		
	④指定管理	横手市スポーツ協会		横手市スポーツ協会(R6.4-/3年間 → 2年間+3カ月)				3年間	
	⑤引越・片付け								
	⑥解体							解体開始	

第1章 施設の概要

1. 施設の概要

(1) 施設の名称

設置条例を制定するまでの間は、継続して「横手体育館」と称します。施設の名称は、市のスポーツ・文化の交流拠点であることを念頭に、わかりやすい名称となるよう検討します。

(2) 建物の概要 ※令和5年11月1日付け計画通知時点

ア. 所在地 横手市赤坂字館ノ下 48-2 他 19 筆

イ. 敷地面積 31,130.08 m²

ウ. 建築面積 9,384.48 m²

エ. 延床面積 13,868.82 m²（うち建物内部 12,300.68 m²）

オ. 構造規模 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 / 地上2階建て

カ. 主な諸室

主な諸室	概要
第1アリーナ	- 有効部 65.7m×40.75m (2,677 m²) で、天井高は 17.9m。 2階には 2,016 席（＋車椅子席 6 席）の観覧席。 1階の移動観覧席（672 席）やパイプ椅子等の移動席と合わせ最大 5,000 人を収容。 2階南北壁面に 400 インチの大型ビジョンを設置。 - 床荷重：積載荷重 3t/m²、集中荷重 2t (300mm×300mm)
第2アリーナ	- 有効部 25.59m×40.75m (1,043 m²) で、天井高は 13m。 2階には 248 席の観覧席。 - 床荷重：積載荷重 3t/m²、集中荷重 2t (300mm×300mm)
多目的室（スタジオ）	- 壁面に鏡を設置し、ダンスや体操など多目的に利用できる。 - 災害時は要配慮者に対応できるスペース。
コンディショニングルーム	トレーニングスペース
その他	- 第1アリーナ2階観覧席外周に 270mのランニングコース。 - 第1アリーナ全体を見渡せる場所に会議室や放送室。 - 防災備蓄倉庫、配信調整室 ほか

(3) 設計事業者および施工事業者

件名	受注者	期間(予定)
横手体育館建設工事 基本・実施設計業務委託	山下設計・都市整備・村田弘建築設計事務所 横手体育館建設工事 基本・実施設計業務委託共同企業体	契 令和4年7月14日 自 令和4年7月15日 至 令和5年8月10日
横手体育館建設工事	佐藤工業・創和建設・大和組・丸茂組 横手体育館建設工事 特定建設工事共同企業体	契 令和5年10月31日 自 令和5年11月1日 至 令和8年3月13日
横手体育館用地造成工事	有限会社ムトウ	契 令和5年6月1日 自 令和5年6月2日 至 令和5年12月21日

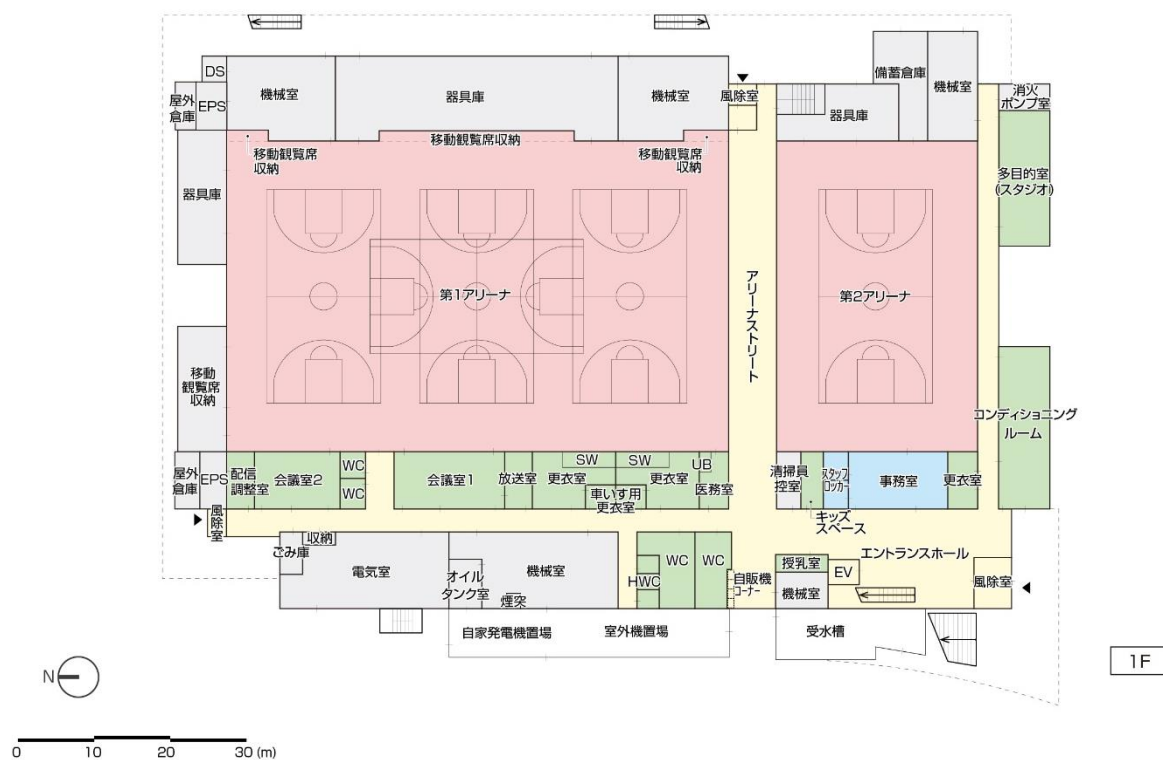
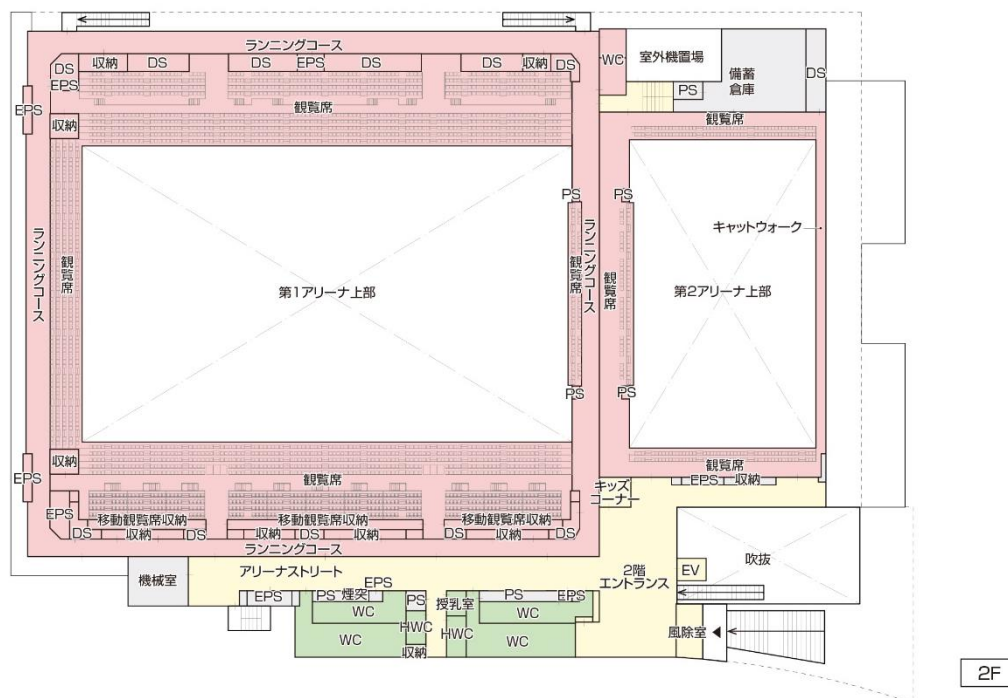


図 施設の位置図

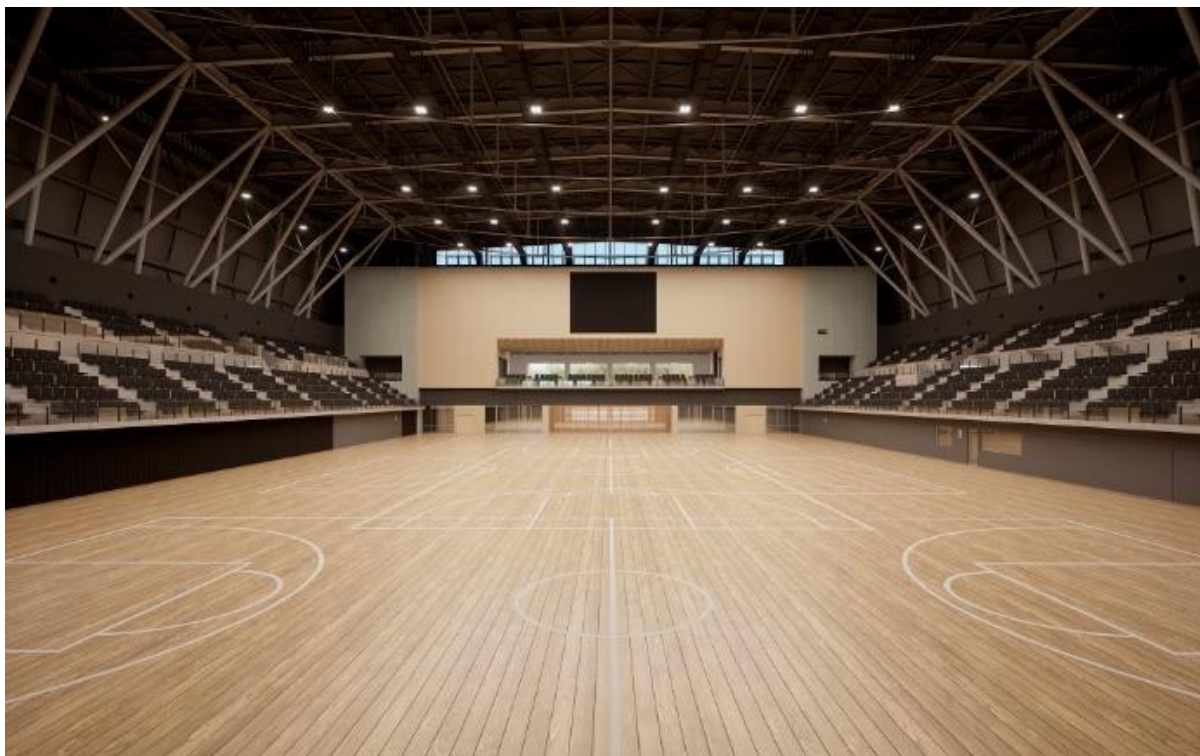


図 施設の鳥瞰図

2. 施設の平面図



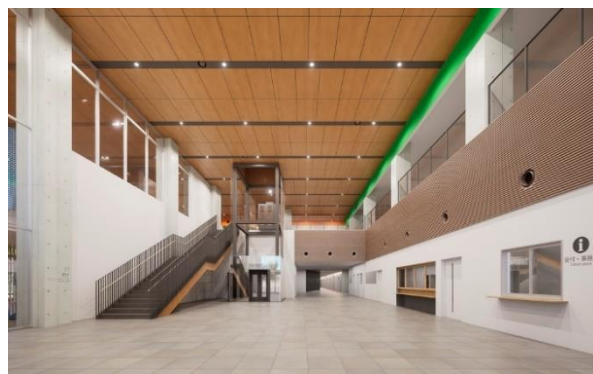
イメージパース



第1アリーナ



メインエントランス



エントランスホール（1階）



エントランス（2階）



第2アリーナ

3. 施設の特徴

【施設の特徴】

(1) 現在求められるサービス水準への対応（現施設の課題を解消）

項目	現施設の課題	新施設
①空調設備	暖房設備のみ	高い断熱性能、冷暖房完備
②競技床の広さ	大体育室 1,512 m ² 中体育室 448 m ²	第1アリーナ 約2,600 m ² 第2アリーナ 約1,000 m ²
③観覧席数	大体育室 336 席 中体育室 なし	第1アリーナ 約2,000 席 第2アリーナ 約250 席
④バリアフリーやユニバーサルデザインへの配慮	—	エレベーターの設置、手すりや段差への配慮など
⑤トイレ・更衣室	—	より清潔で、障がいがある人も使いやすいトイレや更衣室
⑥防災機能	地震への対応が不十分	すべての災害に対応した防災拠点、避難所機能
⑦ランニングコース	—	第1アリーナ2階観覧席の外周を活用（約270m）
⑧駐車場	施設に向かうには道路横断が必要で危険	道路横断の必要のない、施設に隣接した駐車場

(2) 公式競技を同時に4試合できるアリーナ

バスケットボールやバレーボールの公式競技を第1アリーナで3試合、第2アリーナで1試合、合計4試合の同時開催が可能で、スポーツの全県大会や東北大会等への活用を想定しています。

(3) 使い勝手が良く充実した第2アリーナ

公式競技に対応できる広さで、2階に観覧席も備えています。小さな大会やイベントであれば、第2アリーナでも開催が可能です。

また、半面ずつ分割で貸し出しをすることで、少人数の団体や小スペースで活動するスポーツ等にも対応できます。半面でも、バレーボールの練習用コートが設置できる広さがあります。

(4) 第1アリーナと第2アリーナを並べて配置

隣接した第1アリーナと第2アリーナの間の扉を開放することで、大きな1つの空間として活用できます。雪国において、天候に左右されない屋根のかかった大空間は貴重であり、イベントや行事、商業利用など、様々な用途での活用が見込まれます。

（５）最大５０００人を収容できる第１アリーナ

第１アリーナは２階に約２０００席の観覧席があり、１階の移動観覧席等を組み合わせることで、プロスポーツの観戦や各種イベントに活用でき、観客が外から２階に直接移動できる大階段や、選手と観客が交わらない動線等に配慮しています。

日常利用時は、２階観客席の移動観覧席を収納することで、ストレッチや軽運動などができる「小体育スペース」として活用することができます。

また、第１アリーナの南北壁面には４００インチ（約９ｍ×約５ｍ）の大型モニターがあり、映像や音楽による効果を体感できるほか、１階には映像配信を想定した配信調整室を備えています。

各種イベントや興行に必要な会場要件は様々で、流動的な面もありますが、仮設やレンタルなども含めた対応を主催者と施設管理者が調整していきます。

（６）災害時の防災拠点

すべての災害に対応した避難所機能も含めた防災拠点として、市民の安全・安心を確保します。詳しくは、第７章に記載します。

（７）省エネ・環境への配慮

新施設は、効率的な自然換気ができるよう工夫をしているほか、屋根や外壁の高断熱化や高効率な省エネルギー設備を備えており、ＺＥＢを見据えた先進建築物として「ＺＥＢ Ready（ゼブ レディ）※」の認証を受けています。

（８）その他

その他、市民アンケートやヒアリングでの声、先進事例などを参考に、駐輪場の確保や施設内のWi-Fi環境の整備、授乳室や冷水器等を設置しています。屋外に設けたスポーツパークには、ボールをぶつけても良い壁を設置したほか、南西側・屋外の大階段下に鏡のように映るガラスを設置して、ダンスの練習等にも活用できるような工夫もしています。

【立地の特徴】

- （１）国道や高速道路のインターチェンジ等からの良好なアクセス
- （２）赤坂総合公園内にあり、観光施設や商業施設に隣接

【使い方の特徴】

- （１）市民が気軽にスポーツを楽しむことができるルールや環境づくり

団体に所属していない個人でも使いやすい仕組みや、体育備品の貸し出しなど、利便性を高めるサービスを検討します。

※ZEB Ready (ゼブ レディ)

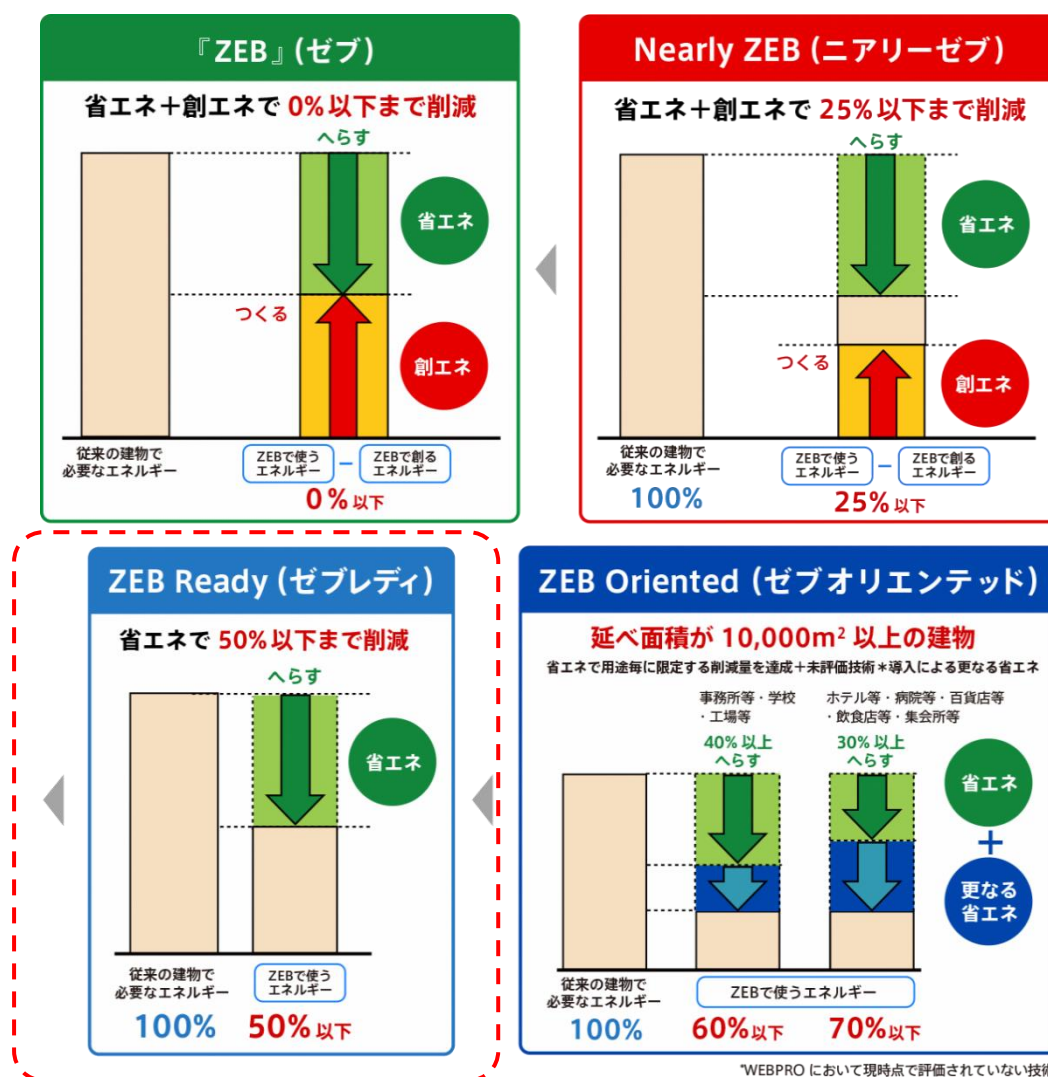
1. ZEB (ゼブ) とは？

Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間のエネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

建物の中では人が活動しているため、エネルギー消費をゼロにすることはできませんが、省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーを作ることによって、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにすることができます。

2. 新施設が認証を受けた「ZEB Ready (ゼブ レディ)」とは？

ゼロエネルギーの達成状況に応じた4段階のZEBシリーズの1つです。各種省エネルギー手法の採用によって、建物で消費するエネルギー量を、建築物省エネ法で定める基準値に対し、50%以上削減することができる建物です。



※環境省「ZEB PORTAL」サイトより

第2章 事業計画

1. 事業の位置づけ

新施設では、国や県を含めた上位計画や、市の条例に基づいて策定した「横手市スポーツ推進計画」などに従い、各種事業を実施します。

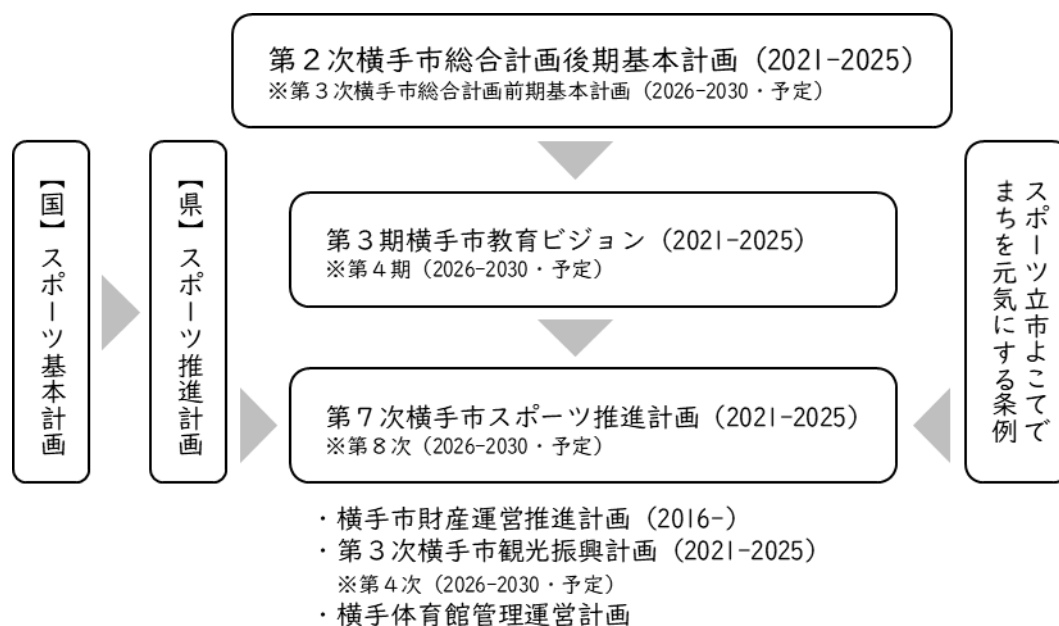


図 横手市スポーツ推進計画の体系図

「スポーツ立市よこて」でまちを元気にする条例

【4つの基本目標】

1. スポーツで育む健康立市

全ての市民が、生涯を通してスポーツに親しみ、健康づくりに取り組むこと

2. スポーツで賑わう交流立市

全国大会の誘致、スポーツイベントの積極的な開催に取り組むこと

3. スポーツで深める協働立市

適切な役割分担のもと、各種スポーツ施設を適切に整備・管理・活用し、持続可能な運営に取り組むこと

4. スポーツで誇れる文化立市

スポーツ人口の底辺拡大、選手や指導者の育成、地域の連帯感や郷土意識の醸成に取り組むこと

2. 基本方針

新施設は、他の公共施設に加え、商業施設や観光施設などの民間施設との連携を図りながら事業を展開する重要な拠点の1つです。

基本計画で定めた新施設のコンセプトを基本方針とし、各種事業を計画します。

(1) 新施設のコンセプト（基本方針）

- 1) 市民が日常的にスポーツ活動や健康づくりに親しむことができる体育館
- 2) 様々な大会やイベントが開催されスポーツや文化の交流拠点となる体育館
- 3) 災害時の防災拠点となる体育館

(2) 新施設の設計コンセプト

「こころ と からだ まちを動かす交流拠点」

新施設のコンセプトを実現するため、「するスポーツ」が中心だった施設機能に、スポーツの大会や興行等を観戦する「観るスポーツ」の機能を強化します。

また、スポーツをする感動・観る感動に加え、各種イベントに参加する楽しみの機会を増やすことで、地域・経済の活性化につなげます。

(3) コンセプトに対応した施設の形態と規模

新施設のコンセプトに最も適した形態は、「多目的アリーナ」で、日常的な市民利用に対応しつつ、Bリーグ（男子プロバスケットボールリーグ）Wリーグ（バスケットボール女子日本リーグ）、Vリーグ（日本バレーボールリーグ）などのスポーツ興行にも対応できるよう計画しています。

スポーツとイベントの共用型で5,000人を収容できる多目的アリーナ

表 アリーナの形態と特性

区分	形態	特性
現施設	トレーニング型アリーナ (従来型アリーナ・体育館)	<u>スポーツを「する」ことを主目的としたトレーニング・競技型アリーナ</u> 多くの人がイメージする体育館。床材は木材が中心。
○ 新施設 類似施設 ・函館アリーナ ・由利本荘アリーナ ほか	多目的アリーナ (スポーツ・イベント共用型)	<u>トレーニング型アリーナに、「みる」要素を加えたオールマイティ型アリーナ</u> 利用対象が幅広く、児童から学生、社会人、シルバー世代にまで、日常的なトレーニングやレクリエーションとしてのスポーツをはじめ、本格的なスポーツの大会の開催も可能。ダンスや音楽イベント、式典など、様々な用途に利用される。座席数によっては、Bリーグ、Vリーグ、Fリーグ※などの開催に加え、収益性の高い音楽イベント等にも対応可能。床材は木材の場合がほとんどだが、耐荷重を考慮したハードな床材を採用し、大型のイベントに十分に対応できる仕様としているケースもある。
類似施設 ・Leeds Arena (イギリス) ・Kアリーナ (横浜)	シアター型アリーナ (エンターテインメント型)	<u>「みる」ことに特化したアリーナ</u> 音楽イベントやコンベンション利用も考慮して、死角や無駄のない理想的な座席配置。
類似施設 ・横浜アリーナ ・さいたまスーパーアリーナ ・沖縄アリーナ ほか	多機能複合型アリーナ (イベント型)	<u>臨場感に重きを置いた大型アリーナ</u> 大型国際大会や各種興行が可能で、客席レイアウトや広さ、形も変えられるケースもある。座席数も1万席を超え、収益も高いことから音楽のアリーナツアーや、世界を代表する各種スポーツの有名チームの招致も可能。床材も耐荷重性の高いものが使われ、搬入用トラックが直接内部に入ることも可能で、設営撤去の時間も短くなることから、さらに多くのイベントの開催も可能となる。

参考)「多目的アリーナの開発・運営計画資料集」総合ユニコム / 記載の要約に最新情報を追記

※Fリーグ：日本フットサルリーグ

表 アリーナの施設規模による分類

	規模	特性
現施設	「クラスC」フィットネスジム (観覧席数 2,000 席未満)	<u>大型大会の開催規模未満の施設規模</u> 教育施設や自治体内の各層の健康維持に貢献する施設タイプ。
○ 新施設	「クラスB」小規模アリーナ (観覧席数 4,000 席程度)	<u>2,000～6,000 席未満の施設規模</u> バスケットボール世界選手権 (女子予選ラウンド)、バスケットボールユース選手権、バレーボール世界選手権予選、Bリーグ、Vリーグ、Fリーグなどの開催規模。
類似施設 ・沖縄アリーナ ほか	「クラスA」中規模アリーナ (観覧席数 8,000 席程度)	<u>6,000～12,000 未満の施設規模</u> バスケットボール世界選手権 (男子予選ラウンド)、バスケットボール世界選手権 (女子)、バスケットボールオリンピック世界最終予選 (男子)、フットサルワールドカップの開催規模。
類似施設 ・横浜アリーナ ・さいたまスーパーアリーナ ・Kアリーナ ほか	「クラスS」大規模アリーナ (観覧席数 12,000 席以上)	<u>12,000～15,000 席以上の施設規模</u> 大規模国際大会レベルの仕様が必要となる。バスケットボールのワールドカップ、バレーボールの世界選手権には 15,000 席以上の規模のアリーナが必要。

参考)「多目的アリーナの開発・運営計画資料集」総合ユニコム / 記載の要約に最新情報を追記

3. 新施設における主な事業内容

第7次横手市スポーツ推進計画では、「健康」「交流」「協働」「文化」をキーワードに目標を定め、アクションプラン（施策）を定めています。

新施設の3つのコンセプトについては、「健康」「交流」「防災」というキーワードに集約されており、横手市スポーツ推進計画に基づく位置づけに対応した事業内容を整理します。

表 新施設のコンセプト

健康	市民が日常的にスポーツ活動や健康づくりに親しむことができる体育館
交流	様々な大会やイベントが開催されスポーツや文化の交流拠点となる体育館
防災	災害時の防災拠点となる体育館

※「防災」については、「第7章 災害時の機能転換」に記載

第7次 横手市スポーツ推進計画

健康

目指す姿 **01** すべての市民が、生涯を通してスポーツに親しむ

【新施設が担う施策】

施策（1）スポーツ・レクリエーションの振興

日常的なスポーツ活動や健康づくりに親しむことができるよう、市民参加型のスポーツイベントの開催を促します。

また、多様化する市民ニーズに対応した使い方やルールなどを工夫することで、団体への所属の有無を問わず、すべての世代が気軽に運動を楽しむことができる環境を整えます。

施策（2）生涯スポーツの振興

子どもから高齢者まで、スポーツを通して生涯にわたり心身ともに健康増進を図り、運動習慣の定着と体力の向上を目指します。卓球やバドミントンなどの一般的なスポーツに加え、誰もが気軽に楽しむことができるニュースポーツ等を普及させ、生涯スポーツの振興を図ります。

施策（３）冬期間のスポーツ推進

新施設利用による屋内スポーツを奨励し、団体利用のみならず個人や少人数のグループ等で気軽にスポーツに取り組むことができる環境を整えるとともに、屋外スポーツの冬期間における活動場所としても活用を図ります。

また、施設内に予定しているランニングコースを活用し、年間をとおして天候に関わらずウオーキングやジョギングができるようにします。

- ・ 市民参加型のスポーツイベントの開催
- ・ 第１アリーナ、第２アリーナのコート単位の分割貸し
- ・ 団体への所属の有無を問わず使いやすい環境整備
- ・ 体力診断やスポーツ診断、ニュースポーツの普及
- ・ スポーツ用具の充実や貸し出し
- ・ 季節や天候に関わらず利用できるランニングコース（ウオーキングやジョギング等）
- ・ 小体育スペースや屋外スペースの有効活用

第7次 横手市スポーツ推進計画

交流

目指す姿 **02** 全国大会の誘致、スポーツイベントの積極的な開催

【新施設が担う施策】

施策（１）スポーツイベントの充実

大規模スポーツ大会や集客力のあるスポーツイベントを誘致し、その運営支援を行うことで、地域の活性化や賑わいの創出、交流人口の拡大を図ります。

また、オリンピックやトップアスリート（チーム）が開催するスポーツ教室やイベント等を誘致することで市民がスポーツに関わる機会を創出し、自らスポーツを行うことができるよう支援します。

関連施策 スポーツ以外のイベントや催事等への活用

- ・ 地域のスポーツ大会やイベントの開催
- ・ スポーツの全県大会や東北大会、全国規模の大会の誘致
- ・ プロスポーツ興行の誘致
- ・ トップアスリート等が開催するスポーツ教室やイベントの誘致
- ・ マーチングバンドやダンス等の大会、音楽イベント等の誘致
- ・ 種苗交換会をはじめとした地域型大型イベント等の対応
- ・ 式典や講演、展示会、見本市、アイスショー、ファッションショーなど

協働

目指す姿 **03** 適切な役割分担のもと、各種スポーツ施設の適切な整備・管理・活用

【新施設が担う施策】

新施設を整備することで、市の中核的なスポーツ施設としての機能を維持・向上し、将来にわたって安心・安全な市民サービスを提供します。

また、市内及び近隣自治体にある体育施設と連携を図り、大規模大会等の共同開催や長期の休館が必要な場合の機能補完なども含めた対応について検討します。

文化

目指す姿 **04** スポーツ人口の底辺拡大、選手や指導者の育成、地域の連帯感や郷土意識の醸成

【新施設が担う施策】

施策（１）トップアスリート指導による競技力向上

日本を代表するチーム、プロチームや企業チーム、部活動等の合宿誘致を促進し、市民がレベルの高い技術に間近で触れることのできる機会を創出します。

また、トップアスリート等と連携し、小中高生を対象とした実技指導、講習等を実施し競技力向上に努めます。

施策（２）民間団体との連携・支援

各種スポーツ関係団体と連携・協働し、スポーツに関係する人的・物的資源を有効活用した市民参加型のスポーツイベントの開催を推進します。また、横手市スポーツ協会を連携しながら、スポーツ少年団の育成に取り組みます。

- ・ トップアスリート等が開催するスポーツ教室やイベントの誘致
- ・ スポーツ関係団体と連携した市民参加型のスポーツイベントの開催
- ・ 横手市スポーツ協会と連携したスポーツ少年団の育成及び施設の事業運営
- ・ 学校部活動の地域連携・地域移行の検討状況に応じた支援

原画収蔵枚数日本一を誇る横手市増田まんが美術館があるという特別な環境を活かし、横手市ではマンガの魅力を活用した取り組みをしています。

新施設では、マンガが持つ画の力や、心を動かす言葉の力を活かすことで、スポーツをより身近に感じ、楽しみ、成長できる環境を生み出します。

様々な施設の魅力向上により市内外からの来館者を増やし、交流人口の拡大を図ることによって、地域・経済の活性化につなげます。

マンガで スポーツと出会い マンガで スポーツの楽しさを知り
マンガから 生き方を学ぶ

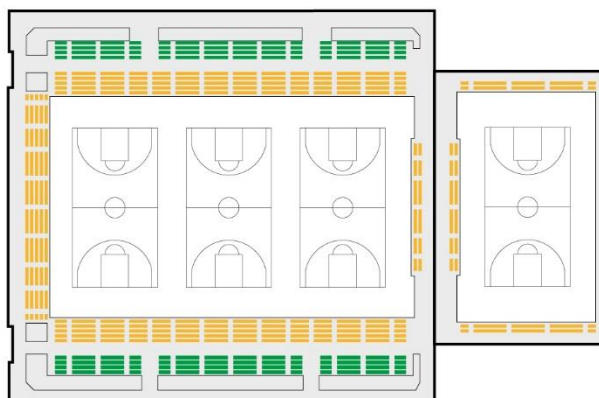
【スポーツ漫画がスポーツに与える影響の例】

- ① スポーツへの憧れ
- ② 競技人口を増やす
- ③ プロ選手を目指す
- ④ マイナースポーツとの出会い
- ⑤ 楽しさを知る
- ⑥ 心身の成長

4. アリーナのレイアウト例

第1アリーナ、第2アリーナを使った用途別レイアウトの一例です。

(1) スポーツ大会

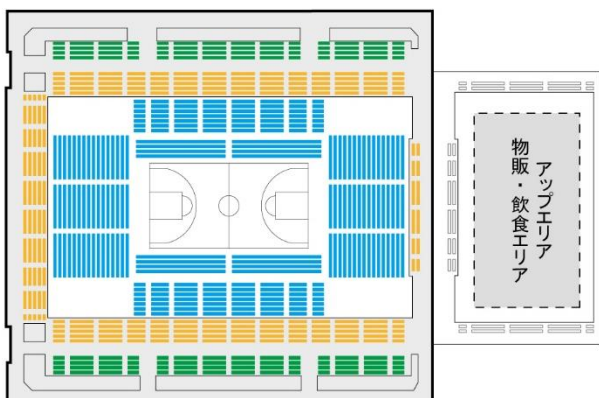


■ 凡例

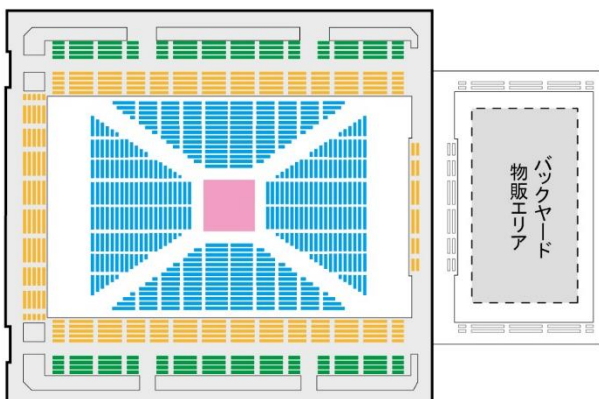
- :1階席
- :2階席
- :2階席(上段)
- :ステージ

席数：約 2250 席
第1アリーナ 2階 約 2000 席
第2アリーナ 2階 約 250 席

(2) スポーツ興行



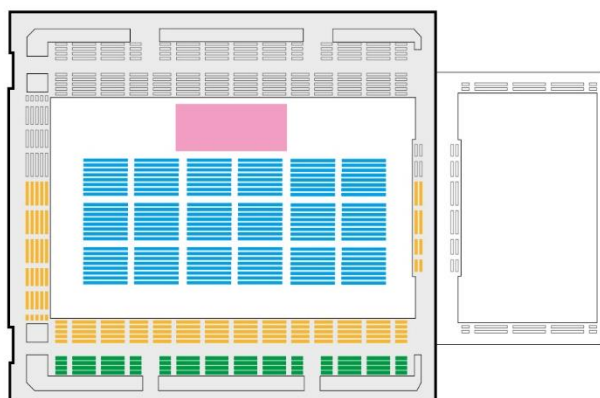
席数：約 5000 席（最大）
第1アリーナ 2階 約 2000 席
第1アリーナ 1階 約 3000 席



席数：約 4500 席
第1アリーナ 2階 約 2000 席
第1アリーナ 1階 約 2500 席

※格闘技・音楽コンサート

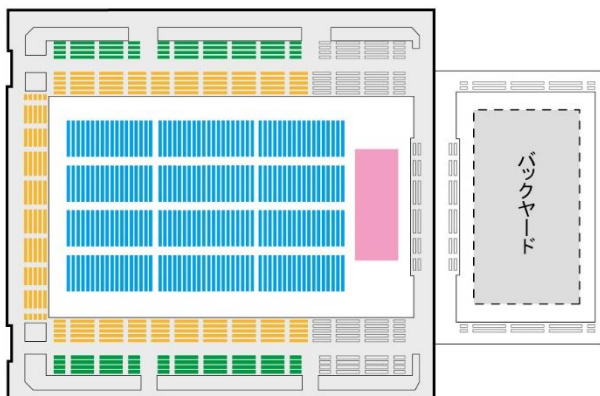
(3) 式典、講演



席数：約 4300 席
 第1アリーナ 2階 約 1050 席
 第1アリーナ 1階 約 3250 席
 ※ステージ横と裏の席を使用しない

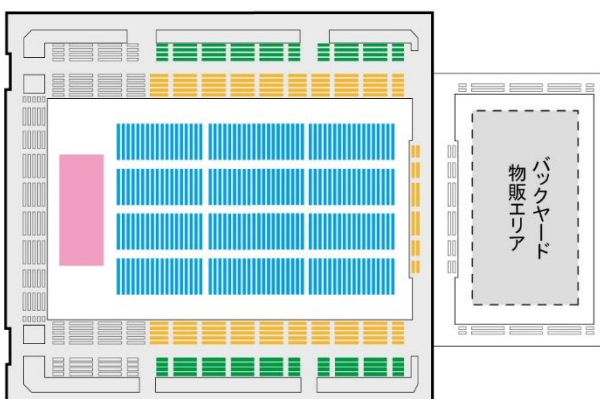
(4) 音楽コンサート

- ・南側にステージを設置した場合



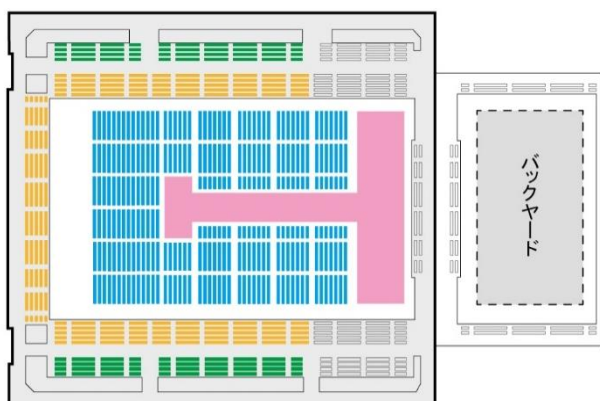
席数：約 4750 席
 第1アリーナ 2階 約 1500 席
 第1アリーナ 1階 約 3250 席
 ※ステージ横と裏の席を使用しない

- ・北側にステージを設置した場合



席数：約 4500 席
 第1アリーナ 2階 約 1250 席
 第1アリーナ 1階 約 3250 席
 ※ステージ横と裏の席を使用しない

(5) その他（ファッションショー）



席数：約 4200 席

第1アリーナ2階 約 1500 席

第1アリーナ1階 約 2700 席

※ステージ横と裏の席を使用しない

5. 駐車場の活用計画

(1) 新施設の隣接駐車場

現施設は駐車場からの道路横断が必要であることが課題となっており、新施設では同一敷地内に366台分の駐車場を確保する計画としています。

施設の正面となる南側・第1駐車場には247台、スタッフや関係者の利用も想定される北側・第2駐車場には104台が駐車可能です。それに加え、第2駐車場北側角に大型バス用を4台分、施設西側に車いす駐車場を11台分確保しています。また、駐輪場は、車いす用駐車場横と第1駐車場西側に計画しています。

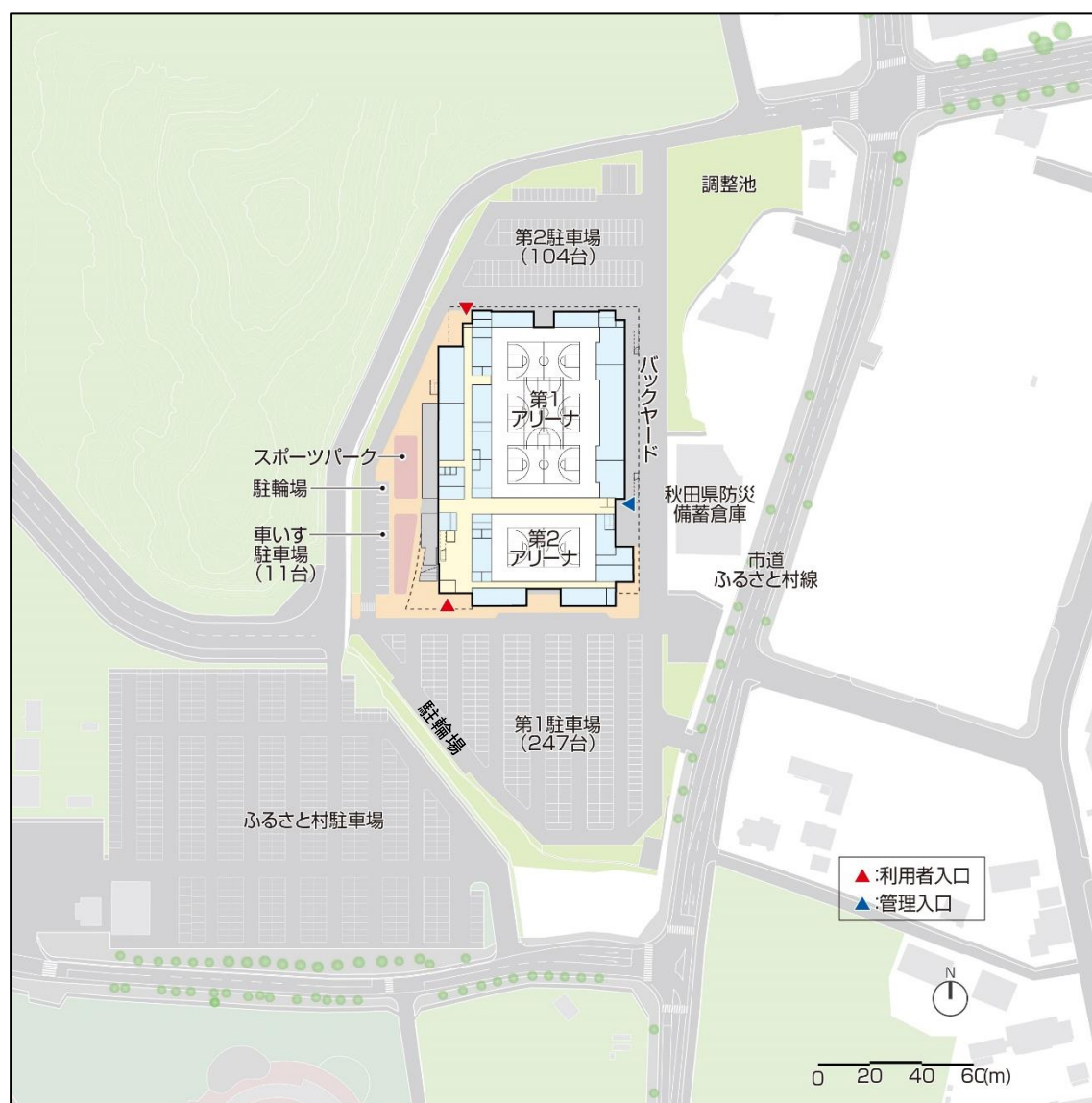


図 新施設の配置図

(2) イベント規模別の駐車台数の想定

① 自動車による来場割合の実状

新施設に隣接する「秋田ふるさと村」に訪れる来場者のうち、自動車・バイクによる来場者の割合は、90%～95%となっています。

表 自動車・バイクによる来場者割合（秋田ふるさと村）

調査名	自動車割合	摘要
令和2年度秋田県観光統計	89.8%	令和3年度以降データなし
令和元年度秋田県観光統計	89.3%	
REASAS地域経済分析システム	94.4%	2017.4～2022.3の平均

② 来場者数に応じた自動車割合等の設定

新施設に訪れる来場者にかかる自動車割合については、隣接している秋田ふるさと村の傾向を準用し、来場者数に応じて90～95%とし、1台あたりの平均乗車人数は、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」により算出した「2.19」($=1.5+0.05 \times \text{延床面積} \div 1,000$)を採用します。

③ 駐車場の必要想定台数（想定車両数）

新施設における駐車場の必要想定台数は、来場者数を5,000人とした場合、2,055台と推計されます。新施設の同一敷地内には350台以上の駐車場があり、逆算すると来場者が807人程度であれば、隣接駐車場だけで対応が可能です。

また、新施設がある赤坂総合公園内には合せて1,000台以上の駐車場があるため、来場者数が2,000人程度までであれば、赤坂総合公園内で対応できます。グリーンスタジアムよこて北側駐車場から新施設までは徒歩でも可能な距離（600メートル）ではありますが、用途や来場者層によってはシャトルバスの活用も想定されます。

表 駐車場の想定車両数

来場者数	自動車割合	自動車来場者	平均乗車人数	想定車両数
5,000	90%	4,500	2.19	2,055
4,000	90%	3,600	2.19	1,644
3,000	90%	2,700	2.19	1,233
2,000	95%	1,900	2.19	868
1,000	95%	950	2.19	434
807	95%	767	2.19	350
500	95%	475	2.19	217

④ 想定車両数に応じた駐車場の活用・連携案

イベント規模別の想定車両数に応じて、下表のとおり市の駐車場の活用や民間施設の駐車場との連携を図ります。

連携先のうち、秋田ふるさと村第2駐車場は、赤坂総合公園内のグリーンスタジアムよこて付近駐車場よりも新施設に近いいため、中規模イベント以上の際の連携が特に効果的です。

表 想定車両数に応じた駐車場の活用・連携案

駐車場		台数	
優先 使用	横手体育館敷地内	366	約1,000
	敷地西側の臨時駐車場	約100	
	グリーンスタジアムよこて周辺	450	
	グラウンド・ゴルフ場側	80	
連携 使用	秋田ふるさと村第1・2・4駐車場	1,562	約2,500
	新市民会館周辺駐車場（距離2 ^{キロ} ）	約1,000	
	その他、近隣の商業施設等		

第3章 利用規則

利用規則は、県内施設等の状況や現施設の課題を考慮して方針を定めます。

1. 休館日

(1) 定期休館日の設定とメンテナンスの実施

一般的に施設や設備、備品のメンテナンスは、休館日を設けて実施しますが、その設定方法には違いがあります。

定期休館日ではなく任意の休館日を設定する形態では、休館日が不定期となるために周知や利便性に課題があります。

表 条例・規則で定める各施設の休館日（メンテナンスによる不定期休館日等を除く）

区分	施設名	休館日	
		定期休館日	年末年始
県内	横手体育館（現施設）	最終月曜日	12月29日～1月3日
	県立体育館	毎週月曜日	
	秋田市立体育館	—	
	大館市樹海体育館	—	
	由利本荘アリーナ	第3月曜日	
	能代市総合体育館	—	12月28日～1月4日
北海道	函館アリーナ	—	12月31日～1月3日
	札幌市中央体育館	第1月曜日	12月29日～1月3日
	帯広市総合体育館	第3月曜日	12月31日～1月3日
東北	むつ市総合アリーナ	毎週火曜日	12月28日～1月3日
	奥州市総合体育館	毎週火曜日	12月29日～1月3日
	一関市総合体育館	毎週火曜日	

※県内：同規模程度以上、県外：北海道・東北管内でH10(1998)年以降にオープンした市町村設置の主要施設

(2) 年末年始の休館状況

12月29日から翌年の1月3日までを設定している施設が一般的です。中には、12月28日からとする施設や、12月31日からとする施設もありますが、条例で12月31日からとしている施設でも、清掃作業のために12月29日と30日を特別休館日として設定し、実質的に12月29日からの休館となっているケースもあり、各施設の状況や需要に応じて運用されています。

年末年始は市内のみならず県内の体育施設が一斉に長期休業となるため、年明けに大会を控えたチームの活動場所等の確保が、広域的な潜在需要の1つと考えられます。

(3) 新施設の休館日（案）

	定期休館日	年末年始の休館日	特別休館日
新施設	最終月曜日	12月29日～1月3日	任意に設定
留意点	【定期休館日】 最終月曜日が祝日にあたる場合は、その翌日を休館日とする。 【年末年始】 年明けの大会に出場するチームの練習や、運動機会の確保の観点から、年末年始における特定日時の開館等について、運用上の工夫を検討する。		

2. 開館時間と利用時間区分

(1) 開館時間の状況

開始時間は午前9時からが主流で、大会やイベントの際は主催者と利用時間を協議して運用しています。

終了時間は午後9時、午後9時30分、午後10時とバラツキがあり、各施設の状況や需要に応じて運用されています。

利用時間の区分は、1時間単位の施設と時間枠を設ける施設があります。

表 各施設の開館時間

区分	施設名	開館時間	貸出し時間の単位
県内	横手体育館（現施設）	9：00～22：00	1時間
	県立体育館	9：00～ <u>21：00</u>	
	秋田市立体育館		2時間の時間枠（運用）
	大館市樹海体育館	9：00～ <u>21：30</u>	1時間
	由利本荘アリーナ		3時間の時間枠
	能代市総合体育館		1時間
北海道	函館アリーナ	9：00～22：00	3～4時間半の時間枠
	札幌市中央体育館	9：00～ <u>21：00</u>	3～4時間の時間枠
	帯広市総合体育館	9：00～22：00	1時間
東北	むつ市総合アリーナ	9：00～ <u>21：00</u>	1時間
	奥州市総合体育館		4時間の時間枠
	一関市総合体育館	<u>8：30</u> ～22：00	1時間

※県内：同規模程度以上、県外：北海道・東北管内でH10(1998)年以降にオープンした市町村設置の主要施設

（２）現施設の利用状況（時間帯別稼働率・2022 年度）

現施設の予約状況をもとに、時間帯別稼働率をまとめたところ、大体育室の利用には次のような特徴がありました。（他の諸室を含めた詳細は資料編を参照）

大体育室

【平日】

- ・午前から午後にかけての継続利用を除き、昼食時間の利用が少ない。
- ・午後 9 時以降の利用が極端に少ない。
- ・土日に開催される大会の準備を金曜日に行う場合、金曜日の午後 9 時以降は実際の利用を伴っていないことが多い。（場所の確保のみ）
- ・大まかに、「午前」「午後の前半」「午後の後半」「夜」の時間枠で利用されている。

【土日祝日】

- ・大会等の開催で終日予約が多く、全般的に稼働率が高い。
- ・午後 9 時以降の稼働率が平日に比べて高いが、大会利用などによる土日終日貸し切りの影響が大きく、利用を伴っていないことが多い。

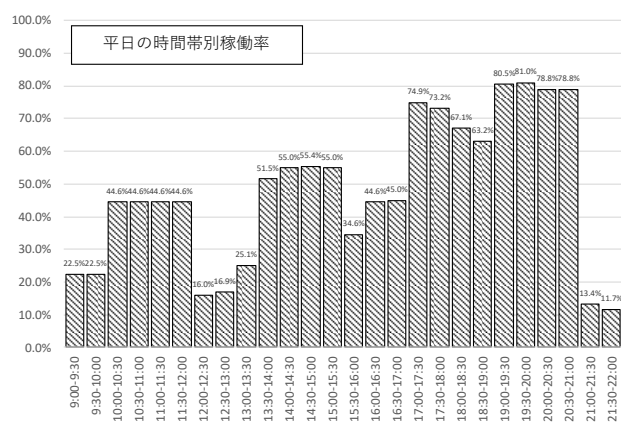


図 平日の時間帯別稼働率（大体育室）

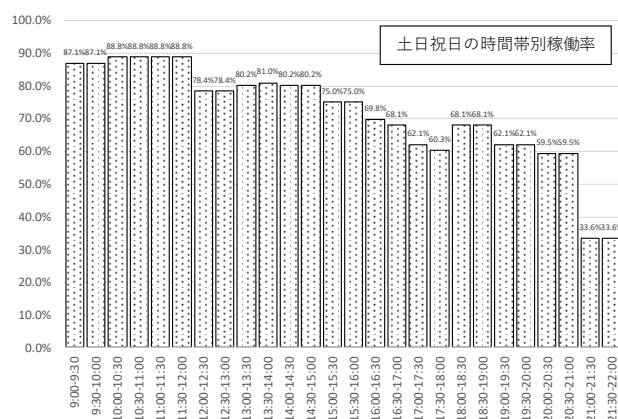


図 土日祝日の時間帯別稼働率（大体育室）

（３）利用者の傾向（2022 年度）

現施設の予約形態はすべて部屋を貸し切る専有利用です。同じ専有利用でも予約者別の内訳を見ると、全体の 76 %が団体による利用、残りの 24 %は少人数または個人の利用となっています。

表 部屋別の予約件数（団体、少人数・個人別）

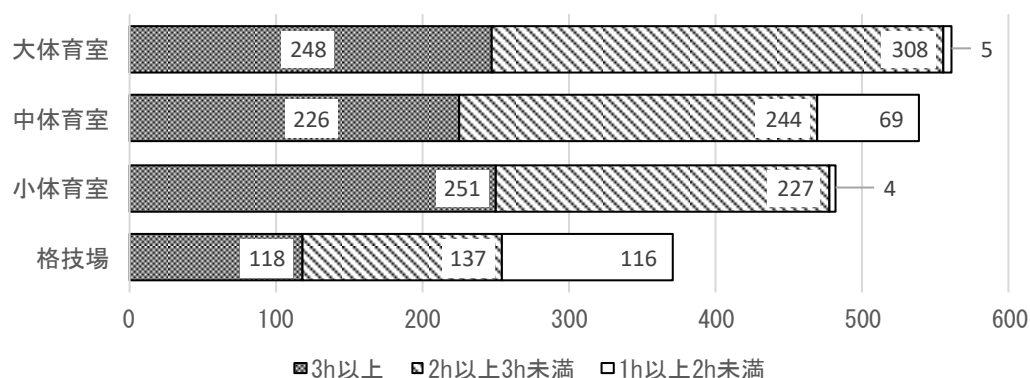
予約者	大体育室		中体育室		小体育室		格技場		合計	
団体	561	84%	539	60%	482	81%	371	89%	1,953	76%
少人数・個人	106	16%	366	40%	110	19%	48	11%	630	24%
合計	667	100%	905	100%	592	100%	419	100%	2,583	100%

ア）団体による利用件数と利用時間（申請者が団体名の利用）

団体による利用時間は、大体育室、中体育室、小体育室のほとんどが「3 時間以上」「2 時間以上 3 時間未満」で、1 時間程度の短時間利用は少ない傾向にあります。

格技場は各時間区分がほぼ均等で、短時間利用も年間 116 件あり、その主な利用者はバレエとエアロビクスです。

図表 団体による利用件数と利用時間



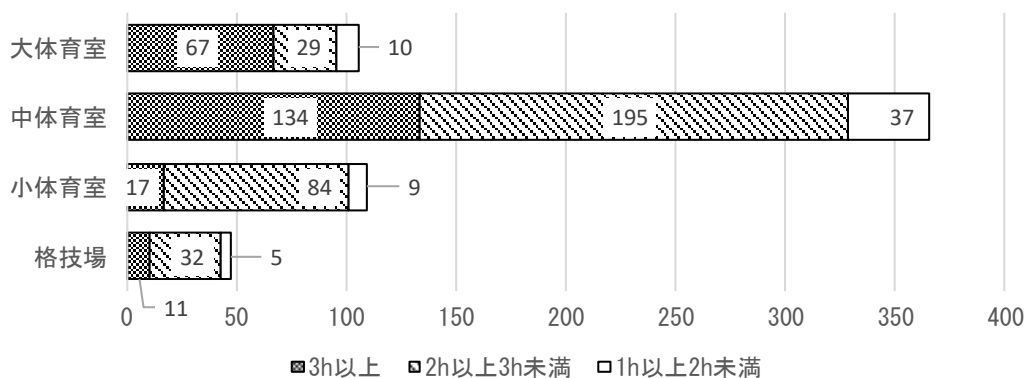
区分	大体育室	中体育室	小体育室	格技場
3h以上	248	226	251	118
2h以上3h未満	308	244	227	137
1h以上2h未満	5	69	4	116
合計	561	539	482	371

※予約は30分単位で選択できるが、利用料金は1時間単位に切り上げ。

イ) 少人数または個人による利用件数と利用時間（申請者が個人名の利用）

少人数または個人による利用時間については、すべての諸室において、「3時間以上」「2時間以上3時間未満」が占めており、1時間程度の短時間利用は少ない傾向にあります。

図表 少人数または個人による利用件数と利用時間



区分	大体育室	中体育室	小体育室	格技場
3h以上	67	134	17	11
2h以上3h未満	29	195	84	32
1h以上2h未満	10	37	9	5
合計	106	366	110	48

※予約は30分単位で選択できるが、利用料金は1時間単位に切り上げ。

ウ) 大体育室・中体育室の利用目的（参考）

大体育室の利用件数第1位のソフトテニスは、主に市内高等学校テニス部等による冬期利用です。

大体育室			
No.	利用目的	件数	割合
1	ソフトテニス(冬)	158	23.7%
2	バスケットボール	147	22.0%
3	フットサル	82	12.3%
4	バドミントン	49	7.3%
5	その他スポ協事業	48	7.2%
6	卓球	47	7.0%
7	体操(教室)	40	6.0%
8	バレーボール	34	5.1%
9	横手市事業	17	2.5%
10	その他	45	6.7%
合計		667	100.0%

中体育室			
No.	利用目的	件数	割合
1	バスケットボール	266	29.4%
2	卓球	154	17.0%
3	バレーボール	128	14.1%
4	ダンス・エアロビ	74	8.2%
5	体操(教室)	73	8.1%
6	ドッジボール	48	5.3%
7	ミニテニス	36	4.0%
8	バドミントン	25	2.8%
9	フットサル	21	2.3%
10	その他	80	8.8%
合計		905	100.0%

(4) 開館時間と利用時間区分 (案)

ア) 新施設の開館時間 (案)

夜の時間帯は午後 9 時以降の稼働率が極端に低い傾向があります。そこで、通常の閉館時間を現在の午後 10 時から午後 9 時 30 分に早めます。

区分	時間	摘要
開館時間	午前 9 時	現施設の開館時間と同じ
閉館時間	午後 9 時 30 分	現施設の閉館時間・午後 10 時から 30 分短縮

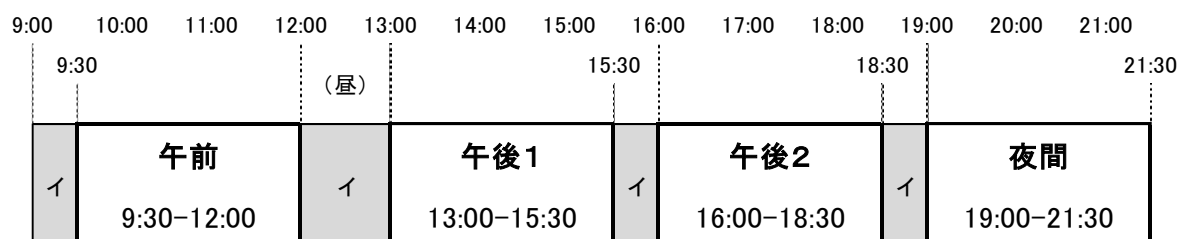
イ) 時間枠による利用時間区分 (案)

現施設は、概ね「午前」「午後の前半」「午後の後半」「夜間」の 4 つの時間帯、またはその組み合わせで利用される傾向にあります。

そこで新施設では、それに対応する時間枠単位で利用する「利用時間区分制」を導入するとともに、各利用時間区分の前にはインターバル（空き時間）を設けることとします。

会議や打ち合わせ、軽運動など、短時間の利用が見込まれる利用に対しては、会議室や多目的室（スタジオ）を 1 時間単位の利用とすることで対応します。

図 第 1 アリーナと第 2 アリーナの利用時間区分 (案)



※「イ」＝インターバル、直後の利用時間区分の準備等（参考施設：エスフォルタアリーナ八王子）

インターバルと利用時間区分のイメージ

○ インターバル

- ・ 予約場所に入室し、利用時間区分にかかる準備ができる時間。
- ・ 利用者の入れ替えに伴う混雑やトラブルが緩和される。
- ・ あくまでも共通の空き時間のため、施設スタッフや他コートの利用者が入場や準備などのために出入りすることもある。（大型備品の移動等）

○ 利用時間区分

- ・ 予約者が専有して利用できる時間。原則、後片付けは利用時間区分内に行う。
- ・ 予約がしやすい。一般開放や自主事業に充てるまとまった時間が確保されやすい。
- ・ 予約管理や料金計算の簡易化、稼働率の向上など、管理者側のメリットも大きい。

3. 利用の種類と利用割合

(1) 利用の種類

横手体育館の利用は、次の種類が想定されます。

現施設は「大会・イベント利用」と「団体利用」とされる専有利用による運用を行っています。

一方で、『公共施設に関するアンケート（2018年実施）』や、以降のヒアリング等において、「市民が気軽に利用できること」を求める意見が非常に多く、基本計画の中でも、「団体に所属していない人でも使いやすい環境づくり」を位置付けています。

そこで、予約不要で個人でも利用できる一般開放の利用形態を新設し、スポーツにより親しみやすくします。

区分		内容
専有利用 (予約必要)	大会・イベント利用	広いエリアを長時間に渡って専有する利用。 その他の利用に大きく影響する。
	団体利用	特定のエリア・時間帯を専有する利用。 主にスポーツ団体の日常練習など。
<u>一般開放</u> (予約不要)	<u>個人利用</u>	<u>専有利用のない時間区分において、予約不要で対応可能な個人単位の共有利用。</u>
自主事業 (一部申込必要)	自主事業 (参加型の個人利用)	施設の管理者が独自に実施するスポーツ教室 やイベントなどの利用。

(2) 平日・土日祝日の需要見込み

平日は、日中の利用が比較的に落ち着いている、個人利用や自主事業の機会を確保することで、利用層の拡大を図ります。

土日祝日は、大会・イベント利用が多いことに加え、団体利用や個人利用の需要も見込まれるため、各種利用のバランス調整が課題となります。

区分	平日		土日祝日	
	日中	夜間	日中	夜間
全体的な傾向	少ない～普通	多い	<u>多い</u>	やや多い
大会・イベント利用	少ない	少ない	<u>多い</u>	普通～多い
団体利用	普通	多い	<u>多い</u>	普通
個人利用	少ない～普通	普通～多い	<u>普通～多い</u>	少ない～普通
自主事業	対象となる利用者層に合わせて適宜実施			

（３）全体の利用に占める大会・イベント利用の割合

各種利用が集中することが見込まれる土日祝日、特に土日について、一般の団体利用や個人利用の機会を確保するため、第１アリーナと第２アリーナでの大会・イベント利用の割合を、下記のとおりとします。

【方針】一般の団体利用や個人利用の機会確保のため、少なくとも月平均で１回程度（年間１２回程度）の土日確保する。

↓

土日における大会・イベント利用の回数に上限の目安を設ける。

※年間５２週の土日のうち、４０回を上限の目安とする。

区分	土日の利用回数	
	第１アリーナ	第２アリーナ
大会・イベント利用	最高でも４０回以内	最高でも４０回以内
団体利用	最低でも１２回以上	最低でも１２回以上
個人利用		

（４）連続利用日数の設定

上記で定めた「全体の利用に占める大会・イベント利用の割合」に加え、公共施設としての公平性を担保するため、同一団体・同一目的による連続利用日数について、原則５日以内とします。（参考：函館アリーナ）

4. 使用料の考え方

(1) 使用料の区分

使用料は、「施設使用料」と「設備・備品使用料」を設定します。

ただし、専有利用及び一般開放にかかる設備・備品のうち、各種ボールやラケット等の体育備品については、無料貸し出しが適しているものと、有料貸し出しが適しているものを精査します。

また、指定管理者による運営を導入する場合は、有料による備品の貸し出しについて、指定管理者が任意に実施する収益事業とすることも想定されます。

区分		内容
専有利用	施設使用料	特定の場所の専有にかかる使用料。
	設備・備品使用料	施設使用に伴って必要となる空調設備や照明設備、備品等にかかる使用料。
一般開放	施設使用料	一般開放の対象となっている非専有の場所にかかる使用料。
	設備・備品使用料	体育備品等（卓球やバドミントンのラケット等）の貸し出しにかかる使用料。

(2) 空調設備にかかる使用料の考え方

現施設では夏季と冬季の室温調整ができない、または十分でないため、空調設備は多くの利用者が改善を望む大きな課題の1つです。

新施設では、1年を通して安全な利用ができるよう、第1アリーナや第2アリーナ等の標準温度を13～28℃と設定し、夏季は25～28℃以下となるよう、冬季は13～18℃以上となるようにします。具体的な設定温度は、開館後に状況を確認しながら調整します。

また、利用者の希望により任意の室温を指定する場合には、通常の利用料に加え空調使用料を徴収します。

表 第1アリーナ、第2アリーナ等の標準温度

区分	夏季	冬季
目標値※	25～28℃（冷房）	13～18℃（暖房）
標準温度	13～28℃	

※「空気調和・衛生工学便覧」第14版 屋内スポーツ施設の目標条件より

（３）照明にかかる使用料の考え方

一般的に、屋内スポーツは外光を入れない環境で行うため、日常的な練習や活動から地域の競技会等が開催できる程度の照明（200～500 ルクス程度）については、施設使用料に含める設定とします。

ただし、各種イベントや大会、プロスポーツの興行など、高い照度が必要な場合については、照明使用料を加算します。

表 新施設の照明設置基準

明るさ	区分	適用
1400 ルクス	スポーツ興行	Bリーグ基準
750 ルクス	運動競技Ⅰ	有観客／国際・国内・地域・特定地域における競技会（最高水準）
500 ルクス	運動競技Ⅱ	有観客／地域・特定地域における競技会（一般水準）
200～300 ルクス	運動競技Ⅲ	無観客／特定地域、学校における競技会（レクリエーション水準）

（４）使用料の算定方法

使用料は、公共施設の使用料適正化計画（2020年3月策定、以下「適正化計画」という。）により、維持管理コスト等をもとに積算します。

現施設は、施設規模も大きくなく、有効な冷暖房設備が備わっていないことなどから、使用料は低くなっています。新施設は、現在求められる機能や設備等が充実するため、近隣の同類施設の状況や改定の見込み等も勘案しつつ、一定の水準への引き上げを視野に設定します。

（５）使用料の割り増し

適正化計画における考え方を基本としつつ、プロスポーツの興行や収益性の高いイベント等、新施設特有の使用想定に対応した割り増しを検討します。

具体的な内容は、次のページからの「5. 使用料の体系」で整理します。

5. 使用料の体系

新施設の使用料は、意味合いの薄い区分を見直し、施設管理者と利用者の双方が算出しやすい体系を目指します。

(1) 「アマチュアスポーツ」と「その他の催物」の区分を統一

市外のほとんどの施設では「アマチュアスポーツ」と「それ以外」の区分を設け、アマチュアスポーツの使用料を低く設定しています。

現施設の場合、同様に両者を区分してはいますが、使用料が同額となっており、その上でアマチュアスポーツを中心とした団体等の利用には減免制度による負担軽減を図っているという仕組みです。

そこで、新施設における使用料の体系の設定にあたっては「アマチュアスポーツ」と「その他の催物」という区分を設けないこととします。同様の取り扱いとしている施設には、一関市総合体育館や平塚総合体育館などがあります。

【主な理由】

- ① スポーツ以外の利用も新施設の設置目的（＝コンセプト）となっている。
- ② 現施設は区分しているものの、使用料が同額となっている。
- ③ 他の競技用体育館（増田体育館や雄物川体育館）は現在も区分していない。
- ④ アマチュアスポーツを中心とした団体利用の多くには、減免制度の優遇がある。

表 現施設・大体育室の使用料体系（参考）

区分			使用料の額
大体育室	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない	1,550 円
		入場料を徴収する	11,850 円
	営利を目的としないその他の催物	入場料を徴収しない	1,550 円
		入場料を徴収する	11,850 円
	営利を目的とする催物		11,850 円

備考

- 1 入場料を徴収しない使用であって、使用者が市外に住所を有する場合における使用料の額は、この表に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 2 この表に定める使用料の額は、1時間当たりの額とする。
- 3 主たる使用者が児童・生徒の場合における使用料の額は、この表に定める額に100分の50を乗じて得た額とする。
- 4 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、これを1時間とする。

（２）市外に住所を有する利用者に対する割り増し

現施設においては、市外に住所を有する場合の使用料を基準額の２倍としています。令和４年度の市外利用は、年間６０件で全体の２．４％、内容はスポーツ教室や、県内高等学校による全県大会時等の練習会場としての利用でした。

【専有利用／市外】… 割り増しを設定しない

地域のクラブチームや小・中・高等学校など、所在地や代表者を有し、明確に市内・市外を区別できる団体がある一方で、所在地や代表者を有しないグループ（一定人数による仲間内など）」による利用も少なくありません。

また、地域のクラブチームにおいては、市外の方も含めたメンバー構成になっている団体も多く、流動的な側面もあります。

新施設は、地域の体育施設等とは異なり、個人・団体を問わず、特に大会やイベント等の際には広域的な利用が一般的となることから、市外に住所を有する利用者に対する割り増しを設定しないこととします。

なお、全国の類似施設においても市外利用者に対する割り増しを設定している例は少なく、東北管内の類似施設では、秋田市立体育館と由利本荘アリーナ、奥州市総合体育館などに限られています。

【一般開放／市外】… 割り増しを設定しない

一般開放については、①立地の優位性から新施設においても利用の中心は横手市民となることが予想されること、②個人または少人数の利用が主となること、③そのすべての利用者に対する住所地の確認は困難であること、④横手市に通勤・通学をしている人の利用も想定されることなどから、市外に住所を有する利用者に対する割り増しは設定しないこととします。

（３）主たる使用者が児童・生徒の場合における使用料

現施設においては、主たる使用者が児童・生徒の場合における使用料を半額としています。

一方で、その多くは小中学校の部活動やスポーツ少年団活動などで、それらは減免制度によって全額免除となっているため、「主たる使用者が児童・生徒の場合における使用料」と減免制度が重複している部分があります。

また、申請を受け付ける側にとっては「主たる使用者が児童・生徒の場合」の判断が難しい場合があることや、現施設では専有利用のみの利用形態であるという側面もあります。

【専有利用／児童・生徒】… 割引を設定しない

児童・生徒が関係する団体利用の多くには減免制度が適用されるため、専有利用については、主たる使用者が児童・生徒の場合における使用料の割引を設

定しないこととします。

同様の取り扱いとしている施設には、由利本荘アリーナ（ナイスアリーナ）、函館アリーナ、札幌市中央体育館、むつ市総合アリーナ（むつマエダアリーナ）などがあります。

【一般開放／児童・生徒】… 割引を設定する

一般開放については、一般利用者の基準となる金額に対して、児童・生徒の負担が大きくならないよう配慮します。

（４）営利目的と入場料徴収の有無

現施設の料金体系では、営利を目的とする催物の場合、入場料徴収の有無による金額の違いはありません。

しかし、新施設においては様々な大会やイベントが想定され、入場料徴収の有無によって得られる収益が大きく異なる場合が想定されます。特に、プロスポーツの興行や人気アーティストによる音楽コンサートなどは数千人規模の来場者が訪れ、入場料収入のほか、飲食物やグッズ販売などの収益も見込まれます。

そこで、新施設では、営利を目的とする催物の場合においても、入場料徴収の有無に応じた使用料の割り増しを設定します。

ただし、大会やイベント等にかかる準備または撤収作業のみ行う日については使用料を半額にする措置を設けることで主催者側の負担を軽減し、誘致しやすい体系を目指します。

また、ここでいう入場料とは、入場料、観戦料その他観覧者から徴収する金銭を指します。

表 営利目的と入場料徴収の有無による割り増し（案）

区分			使用料の額
新施設	営利を目的としない	入場料を徴収しない	基準額
		入場料を徴収する	基準額 × 2
	営利を目的とする	入場料を徴収しない	基準額 × 3
		入場料を徴収する	基準額 × 5 または 10

備考 準備・撤収日は半額（1日単位）。

(5) 第1アリーナと第2アリーナの使用料体系

バスケットボールコート1面分相当の1時間当たりの基準額をA円とし、利用時間や専有規模に応じた金額を設定します。

所定の開館時間外の利用および使用料については、別に検討します。

区分		利用時間区分				終日
		午前	午後1	午後2	夜間	
		9:30-12:00	13:00-15:30	16:00-18:30	19:00-21:30	
第1アリーナ	全面	$A \times 2.5h \times 3$	$A \times 2.5h \times 3$	$A \times 2.5h \times 3$	$A \times 2.5h \times 3$	$A \times 10h \times 3$
	2/3面	$A \times 2.5h \times 2$	$A \times 2.5h \times 2$	$A \times 2.5h \times 2$	$A \times 2.5h \times 2$	$A \times 10h \times 2$
	1/3面	$A \times 2.5h$	$A \times 2.5h$	$A \times 2.5h$	$A \times 2.5h$	$A \times 10h$
第2アリーナ	全面	$A \times 2.5h$	$A \times 2.5h$	$A \times 2.5h$	$A \times 2.5h$	$A \times 10h$
	1/2面	$A \times 2.5h \times 1/2$	$A \times 2.5h \times 1/2$	$A \times 2.5h \times 1/2$	$A \times 2.5h \times 1/2$	$A \times 10h \times 1/2$

備考

- 1 営利を目的とせず、かつ、入場料を徴収する場合は上記の2倍
- 2 営利を目的とし、かつ、入場料を徴収しない場合は上記の3倍
- 3 営利を目的とし、かつ、入場料（想定入場者数が2,000人未満）を徴収する場合は上記の5倍
- 4 営利を目的とし、かつ、入場料（想定入場者数が2,000人以上）を徴収する場合は上記の10倍
- 5 入場料とは、入場料、観戦料その他観覧者から徴収する金銭をいう
- 6 準備または撤収作業のみを行う日は、上記（表および備考1～4）により算出した金額の5割

6. 使用料の案（2024.3時点）

- 現時点の算出額（予定額／減免適用前の基準額）
- 施設の設置条例制定時に変更の場合あり

（1）専有利用

ア）第1アリーナと第2アリーナの料金案（専有利用の場合）

【施設使用料】

区分		利用時間区分（2.5時間あたり）				終日
		午前	午後1	午後2	夜間	
		9:30-12:00	13:00-15:30	16:00-18:30	19:00-21:30	
第1アリーナ	全面	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	48,000円
	2/3面	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	32,000円
	1/3面	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	16,000円
第2アリーナ	全面	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	16,000円
	1/2面	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	8,000円

備考

- 1 営利を目的とせず、かつ、入場料を徴収する場合は上記の2倍
- 2 営利を目的とし、かつ、入場料を徴収しない場合は上記の3倍
- 3 営利を目的とし、かつ、入場料（想定入場者数が2,000人未満）を徴収する場合は上記の5倍
- 4 営利を目的とし、かつ、入場料（想定入場者数が2,000人以上）を徴収する場合は上記の10倍
- 5 入場料とは、入場料、観戦料その他観覧者から徴収する金銭をいう
- 6 準備または撤収作業のみを行う日は、上記（表および備考1～4）により算出した金額の5割

【設備・備品使用料】… 備品使用料は、本管理運営計画とは別に整理します

区分			使用料	
			単位	金額
冷暖房設備	第1アリーナ		1時間	3,000円
	第2アリーナ		1時間	1,000円
照明設備	第1アリーナ	特別全灯（メインコート1400ルクス）	1時間	2,000円
		全灯（750ルクス）	1時間	1,500円
	第2アリーナ	全灯（750ルクス）	1時間	500円
移動観覧席	第1アリーナ	1階	1日1台	1,000円
音響設備	第1アリーナ		1日1回	1,000円
	第2アリーナ		1日1回	1,000円
大型ビジョン	第1アリーナ		1日1回	5,000円

備考

- 1 冷暖房設備は全面で、利用者が任意に温度設定する場合に徴収する
- 2 施設が適宜設定する500ルクス以下の照明設備使用料は、施設使用料に含まれる
- 3 照明設備「特別全灯」は、全灯に加えメインコートを1400ルクスとするもの
- 4 第1アリーナ2階の移動観覧席は無料
- 5 大型ビジョンは、上記金額で南北2面が利用できる

イ) その他の諸室（専有利用の場合）

【施設使用料（専有利用）】

区分	使用料	
	単位	金額
会議室 1	1 時間	400円
会議室 2	1 時間	300円
多目的室（スタジオ）	1 時間	500円
コンディショニングルーム	1 時間	2,000円
ランニングコース	1 時間	2,000円
配信調整室	—	—

備考

- 1 営利を目的とする場合は上記の 3 倍
- 2 コンディショニングルームは通常、非専有の個人利用のみで、大会・イベント等の開催により個人利用を休止した際にかかる金額
- 3 ランニングコースは通常、非専有の個人利用で、冬季のみ専有利用を受け付ける
- 4 配信調整室は第 1 アリーナの付加機能として扱い、使用料を設定しない

コンディショニングルーム

通常時 / 非専有の個人利用

専有時 / 個人利用に支障のない範囲で行う

専有時の使用料は、1 時間あたり 200 円とした 10 人分相当

ランニングコース

通常時 / 非専有の個人利用で、ジョギングコース・ウォーキングコースとして運用する（無料）

専有時 / 個人利用に支障のない範囲で行う

原則として冬季のみ受け付け、ランニングコースとして運用する

専有時の使用料は、類似施設の使用料 100 円程度の 20 人分相当

【設備・備品使用料】… 備品使用料は、本管理運営計画とは別に整理します

その他の諸室にかかる冷暖房設備使用料および照明設備使用料は、施設使用料に含むこととします。

(2) 一般開放/個人利用

【施設使用料（一般開放/個人利用）】

区分	使用料(1区分は2.5時間)			
	単位	一般	高校生	中学生以下
第1アリーナ	1区分(2.5h)	400円	200円	無料
第2アリーナ	1区分(2.5h)	400円	200円	無料
コンディショニングルーム	1回	400円	200円	無料(要付添)
ランニングコース	1区分(2.5h)	無料	無料	無料

備考

- 1 特別なプログラムへの参加については上記によらない場合がある
- 2 コンディショニングルームの1回は入室から退館までの利用
- 3 中学生がコンディショニングルームを利用する場合、保護者等の付き添い（有料）が必要

○ 生徒に対する一般開放

秋田市立体育館は高校生以下無料、函館アリーナは市内の小中学生は無料としています。

○ ランニングコース

無料としている施設には、奥州市総合体育館、沼津市総合体育館などがあります。

【設備・備品使用料】… 備品使用料は、本管理運営計画とは別に整理します

7. 専有利用にかかる予約の優先順位

(1) 現施設の予約受付の方法

現施設の利用はすべて専有利用であり、一定レベル以上の大会やイベントについては、前年度後半に日程を調整しています。

一般予約については、3 か月前からインターネットによる抽選予約、2 か月前から通常の一般予約の受け付けを行っています。

(2) 新施設の専有利用にかかる施設予約の優先順位

新施設は、施設規模や機能が充実することで、多種多様な大会やイベントの開催が見込まれます。

大会やイベントの規模が大きいほど、早めに会場の確保を行う必要があるため、施設側にも適切な対応が求められます。そこで、専有利用にかかる施設予約の優先順位を下記のように定め、利用にかかる申請の受付開始時期をはじめとした手続きやルールを検討します。

表 専有利用にかかる施設予約の優先順位

優先順位		区分名
1	大規模大会・イベント	大規模なスポーツ大会及びこれに相当するイベント等 (国際大会、全国大会、東北大会、興行等)
	市主催行事・イベント	日程が恒常化している市主催の行事やイベント、招待大会等
2	全県大会・イベント	全県的なスポーツ大会及びこれに相当するイベント等
3	地域大会・イベント	全県大会につながるスポーツ大会及びこれに相当するイベント等
4	施設の自主事業	施設の運営者による自主事業
5	一般大会・イベント	その他のスポーツ大会・イベント等
6	インターネット抽選	利用登録をしている団体向けのインターネットによる抽選予約
7	一般予約（通常）	インターネット及び窓口（電話）による一般予約
8	【予約不要】 一般利用（当日）	当日に空きがあれば予約なしで可能な利用 ※一般開放のスペースを考慮して可否を判断

8. 利用にかかる申請手続き

(1) 専有利用にかかる施設予約の受付時期と受付方法

新施設の専有利用にかかる施設予約については、大会やイベントの誘致や準備等に支障をきたさないよう、優先順位に応じた適切な時期を設定します。

表 専有利用にかかる施設予約の受付時期と受付方法

優先順位		予約の受付開始時期	予約の受付方法
1	大規模大会・イベント	利用年度の前々年度の4月	申請書の提出 【先着順】
	市主催行事・イベント		
2	全県大会・イベント	利用年度の前年度の4月	申請書の提出 【重複は調整】
3	地域大会・イベント		
4	施設の自主事業	実施年度の前年度	事業計画による
5	一般大会・イベント	実施年度の前年度後半	申請書の提出 【重複は調整】
6	インターネット抽選	利用月の3か月前の月初め (土日祝日の場合は翌日)	インターネット 【抽選】
7	一般予約(通常)	利用月の2か月前の月初め (土日祝日の場合は翌日)	インターネットまたは 窓口【先着順】
8	【予約不要】 一般利用(当日)	当日	【先着順】

(2) 専有利用にかかる使用料の納付

現施設の使用料は、納付書による後払い制となっています。

現在、横手市公共施設予約システムでは施設の予約だけでなく、クレジットカードによる使用料の支払いができるほか、窓口でのQRコード決済ができる施設があります。

新施設では、原則として前払い制とし、利用者の利便性を高めるためキャッシュレス決済の導入を目指します。

(3) 一般開放等にかかる使用料の納付

予約不要で利用できる一般開放等については、当日に窓口での納付とし、利用者の利便性を高めるためキャッシュレス決済の導入を目指します。

9. 予約のキャンセル等による使用料の還付

(1) 使用料の返還

利用者の自己都合により、予約した時間よりも早く利用を終えた場合等も含め、納付済みの使用料は、原則として返還しません。

(2) 使用料の返還

予約のキャンセルは、予定していた収入が得られないばかりでなく、他の利用につなげることも難しくなる場合もあり、施設運営に大きく影響します。施設の有効活用と、安易な“見込み予約”を防止するため、新施設では還付額について段階的な取り決めを設け、適正な予約管理がなされるよう取り組みます。

表 新施設における使用料の還付基準（案）

キャンセルの事由	還付
利用者の責めに帰さない事由で利用できなくなった場合（災害等）	全額を返金
利用者の自己都合で利用をキャンセルする場合	
・利用予定日の2週間前までのキャンセル（14日前）	全額を返金
・利用予定日の1週間前までのキャンセル（7日前）	50%の額を返金
・利用予定日の6日前から当日までのキャンセル	返金しません

表 各施設におけるキャンセルによる還付額の取り決め（参考）

区分	施設名	キャンセルによる還付額（条例・規則による）									
		5ヵ月 前	3ヵ月 前	30日 前	14日 前	10日 前	8日 前	7日 前	5日 前	3日 前	当日 まで
県内	横手体育館（現施設）	全額（＝キャンセル料なし）※使用料・後払いあり									
	県立体育館	なし（＝前納した使用料は還付しない）									
	秋田市立体育館	全額			50%				なし		
	大館市樹海体育館	全額			50%		なし				
	由利本荘アリーナ	全額	75%	50%	25%	なし					
	能代市総合体育館	50%									なし
北海道	函館アリーナ	なし									
	札幌市中央体育館	50%								なし	
	帯広市総合体育館	50%						なし			
東北	むつ市総合アリーナ	なし									
	奥州市総合体育館	なし									
	一関市総合体育館	なし									

※県内：同規模程度以上、県外：北海道・東北管内でH10(1998)年以降にオープンした市町村設置の主要施設

10. 使用料の減額・免除

現施設は、横手市社会体育施設設置条例に位置付けられた施設であり、横手市公の施設の使用料等減免規則（令和元年 12 月 11 日・規則第 37 号）の各基準に基づく減額・免除が適用されています。

新施設においても、同規則の基準により使用料の減額・免除を取り扱うこととします。ただし、原則として減額・免除の適用は施設使用料に限り、設備・備品使用料には適用しません。適用外となる品目等については、別に整理します。

表 横手市公の施設の使用料等減免規則による減額・免除（社会体育施設部分）

「社会体育施設及び社会体育類似施設」の減額又は免除の基準		減免割合
1	横手市、横手市教育委員会その他の執行機関又は附属機関又は横手市議会が主催し、又は共催する事業	免除
2	市内の特別支援学校の小学部若しくは中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部の教育目的による事業	免除
3	横手市小学校体育連盟又は横手市中学校体育連盟が主催する事業	免除
4	市内の小学校又は中学校の部活動	免除
5	市内のスポーツ少年団活動	免除
6	市内のスポーツ少年団の保護者会活動	—
7	市内の認可保育所、認定こども園、児童養護施設、特定地域型保育事業所又は認可外保育施設が主催する事業	免除
8	市内の高等学校の教育的目的による事業	2 分の 1 減額
9	市内の認可保育所、認定こども園、児童養護施設、特定地域型保育事業所、認可外保育施設、小学校、中学校又は高等学校に通園又は通学する者の保護者会による保育事業又は教育活動	—
10	市内の小学校又は中学校のPTA活動	—
11	自治会（町内会、子供会又は青年会を含む。）が主催する事業	—
12	共助組織、地区交流センター運営協議会が主催する事業	免除
13	社会福祉協議会、民生・児童委員協議会、納税貯蓄組合、防犯協会、婦人会、観光推進機構又は観光協会が主催する事業	—
14	横手市子ども会育成連合会、青少年育成横手市民会議又は横手芸術文化協会加盟団体が主催する事業	—
15	生涯学習活動推進団体が主催する事業	2 分の 1 減額
16	スポーツ協会加盟団体又は総合型地域スポーツクラブが主催する事業	2 分の 1 減額
17	前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた場合	市長が必要と認めた割合

第4章 管理運営体制

1. 運営主体の考え方

(1) 施設の性格や特性

新施設は、上位計画やスポーツ推進計画等に基づき、施設のコンセプトに対応する3つの機能（健康、交流及び防災）を備えます。

多様化する市民ニーズへの対応や地域の活性化の実現に向け、安定的な施設の管理・運営基盤のもと、「するスポーツ」「みるスポーツ」「ささえるスポーツ」に加え、各種イベントや防災教育等の企画・事業に取り組むことが求められます。

(2) 指定管理者制度の導入

現施設は、平成30年7月から指定管理者制度を導入しており、サービスの向上や管理経費の節減など、様々な効果が得られています。

新施設は、「こころ と からだ まちを動かす交流拠点」として、高い専門性を備え、柔軟かつ機動的な運営体制が必要となります。今後、さらに多様化する市民ニーズに応えるノウハウやアイデアを取り入れるため、新施設の運営においても指定管理者制度を導入する方向で検討を進め、導入の際には組織構成や専門的な人員配置、勤務体制等を含め、新施設の管理運営計画にそった運営を実現できる事業者を選定します。また、計画的なスタッフ採用や人材育成等を推進することで、継続して安定的な体制を維持し、発展させることができる運営能力を重視します。

なお、指定管理者の提案によっては、清掃や警備、設備の保守点検など専門性の高い個別業務等について、業務を再委託することが想定されますが、その場合は、市と指定管理者が事前協議の上、適正な管理運営が行われるよう指導します。

表 指定管理者制度導入における効果

項目	期待される主な効果
① サービスの向上効果	・柔軟かつ効果的な運営による利用者の拡大と満足度の向上 ・継続的な専門人材の配置によるサービスと安全性の向上 ・スポーツ大会や各種イベント等の企画・誘致 ・スポーツ教室等の開催
② 管理経費の節減効果	効果的なコスト管理や施設収入の増。
③ その他の効果	・専門人材の計画的配置による安定した運営体制 ・修繕対応の迅速化 ・自主企画等による利用者の増加 ・市内外の交流人口の拡大（地域経済の活性化）

（３）指定期間の考え方

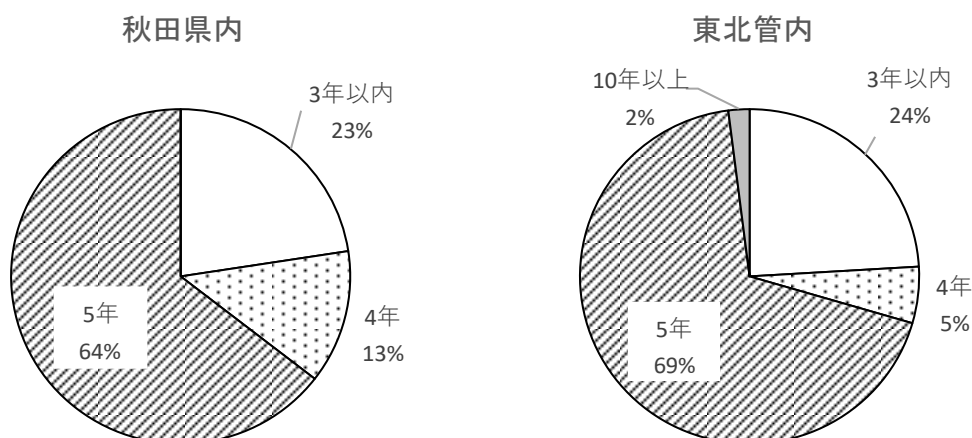
指定期間については、一定の試行期間の確保や、施設の更新の見込みなどの背景から３年間としています。新施設では、横手市指定管理者制度に関する運用指針により、５年間を基本とします。新施設は長期的に安定したサービスの提供が必要であり、長期の指定期間を設定することで、円滑で安定した運営に不可欠な専門的人材の育成や、設備等への投資が期待されます。

総務省の「公の施設の指定管理者制度の導入等に関する調査結果（調査時点：令和３年４月１日）」によると、秋田県内及び東北管内においては、約７割が５年を採用しているほか、東北管内では１０年以上の事例もあるため、２回目以降の指定期間については、７年もしくは１０年とすることも視野に入れて検討します。

表 現施設及び新施設の指定期間

	現施設	新施設	
		初回	２回目以降
指定期間	３年間	５年間 (令和８～１２年度)	５～１０年間で検討

表 秋田県内および東北管内の体育館における指定期間



参考）総務省「公の施設の指定管理者制度の導入等に関する調査結果（令和４年３月２９日公表）」

2. 管理運営体制

新施設の管理運営の内容は、次の業務を想定しています。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 開館準備業務2. 維持管理業務3. 運営業務4. スポーツ振興業務5. 統括管理業務 |
|---|

(1) 人員配置

新施設の適正で円滑な管理運営を行うために総括責任者（施設長）を置き、各業務に必要な担当者を配置します。人員の配置計画や業務形態は、労働基準法や関係法令との整合を図り、かつ、施設の管理運営に支障がないようにします。

(2) マニュアルの整備とスタッフ研修

施設・設備等の操作マニュアル、個人情報保護マニュアル、危機管理マニュアル、避難誘導マニュアル等、必要なマニュアルを作成し、スタッフへの周知徹底を図ります。

(3) 横手市スポーツ協会との連携

横手市スポーツ協会は、平成17年の市町村合併を受けて平成18年4月に設立され、平成30年7月からは現施設と横手武道館の指定管理者として、両施設の管理運営に携わっています。

同協会は「横手市にける体育・スポーツの普及に努め、各種スポーツ団体の育成強化を図るとともに、市民が心身ともに健全で明るい生活が営めるように寄与する」ことを目的とし、市のスポーツ振興施策にも協力いただいています。

また、現施設の利用者の多くは横手市スポーツ協会の加盟団体または加盟団体に所属する個別団体などであり、新施設においても利用の大きな柱の1つになると見込まれることから、さらなる連携強化を図っていきます。

第5章 管理運営業務

第4章を受け、新施設の管理運営業務について、指定管理者制度の導入をした場合を想定し、次のように整理します。

1. 開館準備業務

(1) 基本方針

新施設の整備後、速やかに維持管理業務および運営業務に移行できるよう、開館準備業務を実施します。

(2) 業務の区分

開館準備業務における業務の区分は、次のとおりです。

ア) 維持管理業務および運営業務の準備業務

- ・事務室の開設およびスタッフの配置、研修
- ・設備等の試運転および開館前の各種保守点検等

イ) 予約管理業務

- ・予約システム等による利用予約の受付
- ※市で運用している予約システムの利用可否に関しては要協議

ウ) 料金收受業務

- ・設置条例等に基づいた料金收受

エ) 広報・誘致業務

- ・新施設のウェブサイトの開設、更新
- ・施設パンフレット等の作成
- ・多様な媒体を活用した積極的なプロモーション
- ・利用が見込まれる団体等に対する誘致活動
- ・各種問い合わせへの対応

オ) 行政等への協力業務

- ・市が誘致するスポーツの国際大会や全国大会、全県大会等への協力

2. 維持管理業務

(1) 基本方針

- 施設やその敷地内について、機能および性能等を常に発揮できる最適な状態を保ち、赤坂総合公園や周辺の民間施設等との調和を図りつつ、利用者が安全、安心かつ快適に利用できるようにします。
- 関係法令・技術基準等を遵守し、予防保全を基本とします。

(2) 業務の区分

維持管理業務における業務の区分は、次のとおりです。

ア) 建築物保守管理業務

- ・ 建築物の機能および性能を維持し、利用者が安全、安心かつ快適に利用できるように、建築物の点検、保守、修繕、更新を実施します。
- ・ 環境負荷を抑制し、省資源・省エネルギーに努めます。
- ・ 物理的な劣化等による危険や障害等の発生を未然に防止します。

イ) 設備保守管理業務

- ・ 建築物の機能および性能を維持し、利用者が安全、安心かつ快適に利用できるように、設備の運転・監視および点検・修繕等を実施します。
- ・ 環境負荷を抑制し、省資源・省エネルギーに努めます。
- ・ 物理的な劣化等による危険や障害等の発生を未然に防止します。

ウ) 什器備品保守管理業務

- ・ 新施設の管理運営上に必要となる備品等について、適宜、点検や修繕等を行い、性能および機能を維持します。
- ・ 物理的な劣化等による危険や障害等の発生を未然に防止します。

エ) 修繕等業務

- ・ 業務計画および必要に応じて、早期に修繕・更新を行います。

オ) 衛生管理・清掃業務

- ・ 施設やその敷地内を美しく衛生的な状態に保ち、利用者が安全、安心かつ快適に利用できるようにします。

カ) 保安警備業務

- ・ 施設の円滑な運営のため、不審者の侵入、火災、盗難等を防止します。
- ・ 出入り者のチェックや管理、不正行為、不当行為への警戒をします。

キ) 植栽維持管理業務

- ・ 植栽を良好に保ち、危険・障害等の発生を未然に防止します。

ク) 外構施設保守管理業務

- ・ 物理的な劣化等による危険や障害等の発生を未然に防止します。

ケ) 除雪・雪下ろし業務

- ・ 出入口周辺の除雪。※駐車場の除雪については市と協議。
- ・ 必要に応じ、陸屋根部分等の雪下ろしを実施します。

(3) 想定される法定点検等の項目

No.	項目等	回数
1	建築物定期調査報告	1回/1～3年
2	建築設備定期調査報告	毎年
3	防火設備定期調査報告	毎年
4	空気環境測定	1回/2ヶ月：建築物衛生法
5	受水槽定期清掃	1回/年：建築物衛生法
6	飲料水水質検査	水質検査1回/6カ月：建築物衛生法 ・自主検査：7日以内ごとに1回 ・清掃：1年以内ごとに1回
7	加湿エレメント清掃	清掃1回/年：建築物衛生法
8	汚水槽定期清掃	1回/年：建築物衛生法
9	ねずみ等の防除	調査1回/6カ月：建築物衛生法
10	小規模貯水槽水道検査	1回/年：秋田県飲用井戸等衛生対策要領
11	受変電設備・電気設備点検	1回/年（年次点検）：電気事業法 1回/月（月次点検）：電気事業法
12	非常用発電機点検	1回/年（年次点検）：電気事業法 1回/月（月次点検）：電気事業法 2回/年（半年・1年点検）：消防法 1回/年：建築基準法 ※建築基準法による点検周期は特定行政庁による
13	エレベーター定期点検	1回/年
14	消防用設備保守点検	2回/年（機器点検）：消防法 1回/年（総合点検）：消防法
15	非常用照明装置	1回/年：建築基準法
16	給湯設備点検	1回/4年：液石法

3. 運営業務

(1) 基本方針

- 新施設のコンセプトを踏まえ、市民の日常的なスポーツ活動や健康づくり、様々な大会やイベント等の開催、災害時の防災拠点に資するよう、安定的な運営を実施します。
- 新型コロナウイルス感染症に代表される感染症への対応として、新施設の運営方法を工夫します。
- 新施設の利用者や関係者、赤坂総合公園の利用者および周辺道路通行者の安全確保に留意した運営を実施します。

(2) 業務の内容

運営業務における業務の区分は、次のとおりです。

ア) 予約管理・貸出業務

- ・ 予約システム等による利用予約の受付。
※市で運用している予約システムの利用可否に関しては要協議
- ・ 公序良俗に反する恐れがあるものや、施設の構造上または管理上支障があるものに対しては、施設の利用を許可しません。
- ・ 利用者に対して、施設の利用方法や注意事項を説明し、利用後には、施設や設備、備品に故障や破損がないか確認を行います。
- ・ 利用者が設置することが難しいと想定される設備や備品の設置は、管理運営者が行います。

イ) 料金徴収業務

- ・ 「第5章 1 (2) ウ)」料金徴収業務」に示すとおり

ウ) 広報・誘致業務

- ・ 「第5章 1 (2) エ)」広報・誘致業務」に示すとおり

エ) 行政等への協力業務

- ・ 「第5章 1 (2) オ)」行政等への協力業務」に示すとおり
- ・ 市や県が実施する防災訓練等への協力

オ) 総合案内業務

- ・ 利用者等への案内や苦情対応、周辺施設の観光などの各種問い合わせに対して、適切に対応します。
- ・ 市内外からの利用を想定した総合案内機能を整備します。

カ) 安全管理・防災・緊急時対応業務

- ・ 各種緊急の対応について、講習等により十分な準備を行うとともに、必要な設備や体制の構築を行います。
- ① 急病人等への対応
 - ・ 利用者の急な病気、けが等に対応できるよう、医務室での対応体制や設備を用意するとともに、医療機関等と連携し、緊急時には的確な対

応を行います。

② 緊急事態等への対応

- ・ 予見される様々な危険に備え、非常連絡網の作成や避難通路の確保・表示、避難誘導等の役割分担を含めた危機管理体制を整えます。
- ・ 施設での事故、災害、犯罪等の緊急事態が発生した場合、または発生するおそれがある場合は、直ちに必要な措置を講じ、関係機関との情報共有を図ります。
- ・ 平常時から横手警察署、横手消防署、横手保健所、病院等との連絡体制を構築し、危機の発生に備えます。

③ イベント等開催時の対応

- ・ 施設利用者と赤坂総合公園や周辺施設利用者等との動線が交差し、危険が生じることがないように、適切な運営を図ります。
- ・ イベント等の終了後、施設周辺に混乱が生じないように、適宜、誘導員を配置し、安全に交通誘導を行います。
- ・ 管理運営者以外が主催する大会やイベントが開催される場合は、主催者と十分に連携を図り、誘導・案内にかかる人員の配置や周辺への周知に関する助言等の適切な対応を行います。

キ) 近隣対応・周辺連携業務

- ・ 近隣への対応や周辺との連携を丁寧に行い、円滑な事業実施や周辺施設との相乗効果を図ります。
- ・ 近隣からの苦情や要望等については市と共有し、適切な対応を協議します。

ク) 駐車場管理業務

- ・ 円滑に利用できるよう、誘導・案内を行います。
- ・ 赤坂総合公園内通路等がサービス動線として機能するように、誘導・案内を行い、車両等の駐停車について適切に管理を行います。
- ・ イベント等開催時における対応については、「**カ) 安全管理・防災・緊急時対応業務**」に示すとおり。

4. スポーツ振興業務

(1) 管理運営業務に位置付けるスポーツ振興業務

現施設の指定管理業務においても「スポーツの普及振興に関する業務」が位置付けられています。新施設でも、市民のスポーツや健康づくり活動のため、次のようなスポーツ振興業務を行います。

ア) 一般開放事業

第1アリーナや第2アリーナに専有利用の予約がない場合、市民が気軽にスポーツを楽しむことができる環境を作るため、予約なしで利用できる一般開放事業を実施します。(団体に所属していない個人や少人数による利用の促進)

イ) スポーツ教室事業

市民がスポーツや健康づくりを行うきっかけとするため、年齢や障がいの有無に関わらずに楽しむことができるよう、ニーズに対応したスポーツ教室事業を実施します。

ウ) トレーニング等指導・相談

利用者に対し、施設や備品・器具の適切な使い方を指導するとともに、スポーツやレクリエーションに関する相談や問い合わせ等に対応します。

(2) 自主事業

新施設の管理運営者は、管理運営業務に位置付けるスポーツ振興業務に加え、自ら企画した主催事業等(自主事業)を行うこととします。自主事業に伴う経費及び収入は、原則として新施設にかかる指定管理料の積算対象としません。

指定管理者による自主事業については、新施設の利用料金が免除されますが、免除となる金額に一定の上限を設けるなど、施設利用料金の取り扱いについては、別に整理します。

5. 統括管理業務

(1) 基本方針

新施設の管理運営全体を安定的かつ円滑に進めるために、統括管理業務を実施します。

(2) 業務の内容

統括管理業務における業務の区分は、次のとおりです。

ア) 統括管理業務

- ・開館準備業務、維持管理業務、運営業務、スポーツ振興業務を一元的に管理するために、統括管理責任者および個別業務の責任者の役割分担・責任分担を明確にした実施体制を構築します。
- ・統括管理責任者のもと、各個別業務間の情報共有や業務調整を適切に行います。

イ) 運営企画業務

- ・施設のコンセプトの実現に向け、各業務や関係団体、周辺施設等との連携や調整が可能となる運営企画、各種大会やイベント等の誘致を実施します。
- ・市内外の多様な利用者に対し、新たな需要につながるサービスの構築を目指した運営企画を行います。

ウ) 総務・業務

- ・予算の作成、執行および決算管理を行います。
- ・施設の管理運営にあたり、任意の自主事業の会計は明確に区分します。
- ・事業年度ごとの事業報告、監査報告、会計監査報告および財務諸表等を整えます。
- ・作成または受領した文書等について適切に整理、保存、管理を行います。
- ・建築物台帳、設備台帳、備品台帳を作成し、保管します。

第6章 管理運営費

1. 試算の考え方

(1) 支出の試算の考え方

新施設の管理運営にかかる経費（指定管理者による自主事業にかかる費用を除く）は、主に運営費と維持管理費で構成されます。

ア) 運営費

運営費は、スタッフの人件費や光熱水費、管理運営に必要な事務等にかかる経費です。

人件費については、新施設の指定管理者選定にかかる公募時において見込まれる人員体制をもとに試算します。新施設は、新しい施設や設備の提供はもちろんのこと、良質なサービスを提供するスタッフの確保が不可欠です。経費全体の節減も重要な視点ではありますが、専門人材の活用も見据え、人件費の過度な圧縮とならないよう配慮します。

また、昨今のエネルギー価格の高騰を踏まえ、光熱水費の試算にあたっては、施設の省エネ性能を考慮しつつ、管理運営に支障のない金額を見込みます。

イ) 維持管理費

施設や設備、備品にかかる保守・点検や修繕、清掃（日常清掃、定期清掃、特別清掃）、除雪等にかかる経費です。

保守・点検や修繕については予防保全の考え方のもと、大きな怪我や命にかかわる可能性のあるスポーツ関連備品も含め、適切に実施できるよう関連経費を見込みます。

（２）収入の試算の考え方

横手体育館の指定管理については、指定管理者が受領した施設の利用料金を指定管理者自身の収入とする利用料金制とします。

【施設の収入(指定管理者の収入)】

ア) 利用料金収入（指定管理者の自主事業収入を除く）

施設機能が充実することで利用の幅も広がり、一定程度、高い収入が得られる利用が期待できます。

一方で、現施設の利用者の多くが使用料の減額・免除、または半額適用（児童・生徒）を受けているという側面もあるため、新施設にかかる利用料金の見込みについては、指定管理者に大幅な損失（または過大な利益）が発生しないように算定します。

管理運営計画の段階においては、指定管理者の自主事業にかかる経費を除く支出合計の１５％程度を目標として見込むこととします。

供用開始後、数年間は実績を見ながら利用料金収入の想定額を再検証し、指定管理料の見直しを含めた検討を行います。

イ) 指定管理料

（１）の考え方で設定した支出見込額から、上記のア) 利用料金収入の見込額を除いた金額を、指定管理料の上限額として設定します。

ウ) 指定管理者の自主事業収入

自主事業は、指定管理に関する協定書・仕様書に定める指定管理業務以外に、施設の設置目的の範囲内において、指定管理者が企画し、自らの費用で実施する事業です。

自主事業にかかる収入は指定管理者に帰属しますが、利益が過度なものとならないよう、指定管理者のインセンティブを確保しつつ、市民に還元する仕組みを検討します。

【横手市の収入】

ア) 広告収入

横手市広告掲載要綱（平成 23 年 4 月 1 日 告示第 63 号）に基づき、新施設の一部を活用した広告収入について検討します。

イ) ネーミングライツによる収入

施設の名称にスポンサー企業の社名や商品ブランド名等を付与するネーミングライツの導入については、金額も踏まえ、新施設にとって総合的なメリットがあると判断される場合は、積極的な活用を図ります。

ネーミングライツは、管理運営費にかかる財源確保のメリットがある一方で、名称設定の仕方によっては、施設等の所在や機能が不明瞭となったり、市民の理解が得られなかったりする場合があります。

活用にあたっては、メリットとそれに伴う課題を検証しつつ、最も高い効果が得られるよう、その導入時期や条件について検討を行います。

表 ネーミングライツ導入によるメリットと課題

メリット	課題
【横手市側】 ・ 管理運営費（市の一般財源）の負担軽減。 ※県内他施設では年間 140～300 万円程度 【企業側】 ・ 宣伝効果 ・ 社会貢献による企業イメージの向上	【横手市側】 ・ 期間満了による名称変更に伴う混乱 ・ 企業側の不祥事に伴うイメージ低下の連鎖 【企業側】 ・ 名称設定の制約による導入効果の減少

ウ) 指定管理者からの収入

指定管理者が受領した利用料金は指定管理者の収入となりますが、次のような市への収入を検討、または指定管理者側からの提案を受けるなど、サービスの向上や市の財政負担の軽減などに充てる財源とします。

○ 指定管理者が行う自主事業収益の一部還元

(例1)収益の一定割合を市に還元(納付)してもらう方法

指定管理者が自ら管理運営する施設で行う自主事業で得られた収益の一部相当額を市に納めてもらう。

(例2)本来納めるべき利用料金が一定額を超える場合、市に納付してもらう方法

指定管理者が自ら管理運営する施設において、施設の設置目的内の事業を行う場合は、施設の利用料金が免除されることとなっていますが、免除される金額が一定額を超える場合には、その一部を市に納めてもらう。

想定される自主事業の例

- ・ スポーツ教室
- ・ スポーツ指導
- ・ イベントの開催
- ・ 清涼飲料水等の自動販売機の設置
- ・ 物品販売事業
- ・ スポーツ用品のレンタル事業
- ・ 貸しロッカー、貸しスペース事業（月極）

2. 現時点における試算

- あくまでも管理運営計画策定時点（令和6年3月時点）の試算です。
- 今後、業務内容の精査や積算の状況から、最終的な指定管理料の上限額を設定するまでの間に、金額やその内訳等が増減する場合があります。

前述の考え方を基に試算すると、現時点における管理運営費は1億1800万円で、市からの指定管理料は1億100万円と見込まれます。

また、指定管理料にかかる市の一般財源については、県内他施設の現況を参考とし、9600万円～1億円と見込みます。

光熱水費は、4100万円の試算値に、建物のエネルギー削減効果（ゼブ・レディの効果）を反映させ、3300万円に調整しています。光熱水費の削減効果は、エネルギー価格高騰の影響も考慮し2割程度と仮定しています。

表 管理運営費の試算の例（自主事業にかかる経費・収入を除く）

支出（万円）		
運営費	人件費	4,100
	光熱水費	3,300
	その他	2,000
維持管理費	保守・点検費	2,100
	除雪費	300
合計		11,800

※指定管理者の自主事業による収入を除く。

収入（万円）		
利用料金	専有非営利	1,700
	専有営利	
	一般開放・個人	
	その他	
指定管理料		10,100
合計		11,800

※指定管理者の自主事業にかかる支出を除く。

表 市から支出する指定管理料の財源構成の例

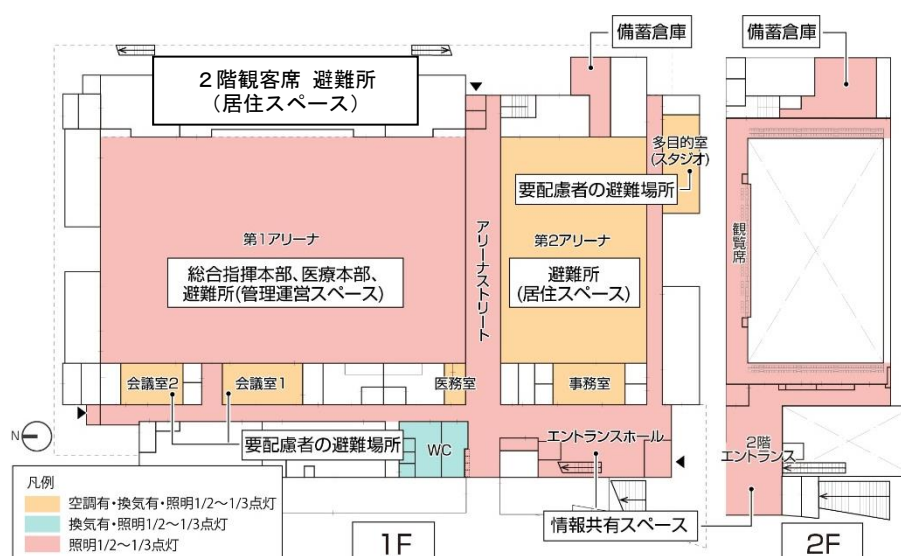
歳出（万円）	歳入（財源構成・万円）			
指定管理料	ネーミングライツ収入	広告収入等	その他	一般財源
10,100	0	50	50	10,000
		100	100	9,900
	300	50	50	9,700
		100	100	9,600
	500	50	50	9,500
		100	100	9,400

第7章 災害時の機能転換

1. 災害時の施設機能

階	平常時	広域支援が必要な大規模災害時		通常災害時
		初動期 (発災から1～2日)	応急期 (発災から3日～)	
1 階	第1アリーナ	総合指揮本部、医療本部、 避難所（管理運営スペース）		避難所（居住スペース、 管理運営スペース）
	第2アリーナ	避難所（居住スペース）		
	多目的室	避難所（要配慮者）		
	コンディショニング ルーム	避難生活時の軽運動場所		
	会議室	会議室、避難所（要配慮者）		
	キッズスペース	幼児等休憩所		
	エントランスホール	情報共有スペース		
	アリーナストリート	共用部通路	避難生活時の軽運動場所	
	【その他】平常時と災害時で同じ機能をもつもの 備蓄倉庫、放送室、更衣室、医務室、授乳室、事務室、トイレ、電気室・機械室			
2 階	第1アリーナ観覧席	避難所（居住スペース）	避難所（居住スペース）※避難者が多い場合	
	ランニングコース	避難所（居住スペース）	避難生活時の軽運動場所	
	アリーナストリート	共用部通路	避難生活時の軽運動場所	
	キッズコーナー	幼児等休憩所		
	エントランスホール	情報共有スペース		
	【その他】平常時と災害時で同じ機能をもつもの 備蓄倉庫、授乳室、トイレ、機械室			

例）大規模災害時の主な利用方針



2. 避難計画人数

新施設の半径2キロメートル圏内の人口や既存避難所の受入人数から、新施設の避難計画人数（想定受入人数）の目安を700人として計画しています。

（1）広域支援が必要な大規模災害時（初動期、応急期）

- ① 避難者1人あたりの専有面積：4㎡（感染症や長期間滞在を考慮）
- ② 避難計画人数：700人（可能人数：725人）

階	室名	面積(㎡)	計画人数(人)	合計
1 階	第 2 アリーナ	1, 0 0 0	2 5 0	7 2 5
2 階	第 1 アリーナ観覧席	1, 4 0 0	3 5 0	
	ランニングコース	5 0 0	1 2 5	
要配慮者に対応する多目的室、会議室の計画人数は、上記の内数とします。				

（2）通常災害時

- ① 避難者1人あたりの専有面積：4㎡（感染症や長期間滞在を考慮）
- ② 避難計画人数：700人

階	室名	面積(㎡)	計画人数(人)	合計
1 階	第 1 アリーナの一部	1, 8 0 0	4 5 0	7 0 0
	第 2 アリーナ	1, 0 0 0	2 5 0	
要配慮者に対応する多目的室、会議室の計画人数は、上記の内数とします。				
避難人数が多い場合は、2 階・第 1 アリーナ観覧席も加えて活用できます。				

3. 防災備蓄品と災害時のための設備

(1) 新施設に備蓄する防災備蓄品

(令和5年11月1日現在の想定)

区分	品目	数量	梱包数	単位
共同備蓄指定品目	アルファ化米	6,199 食	124 箱	
	アルファ化米（おかゆ）	2,200 食	44 箱	
	飲料水	11,256 リットル	938 箱	
	粉ミルク	5 缶	1 箱	
	ほ乳瓶	35 本	1 箱	
	毛布	381 枚	38 箱	
	石油ストーブ	4 台	4 箱	
	簡易トイレ		7 箱	
	便袋	3,000 枚	5 箱	
	トイレトーパー	672 巻	7 箱	
	大人用おむつ	672 枚	12 箱	
	子ども用おむつ	1,160 枚	4 箱	
	生理用品	1,376 枚	4 箱	
	ポータブル発電機	9 台	9 台	
	ガス発電機	2 台	2 箱	
	タオル	4,590 枚	14 箱	
	ポリタンク	120	120 個	
	医薬品セット	22 個	3 箱	
感染症対策	扇風機	10 台	10 箱	
	防護衣	1,260 着	14 箱	
	マスク		100 箱	
	手袋		7 箱	
	消毒アルコール		4 箱	
その他	カイロ		18 箱	
	カセットガスコンロ（8台入り）	32 台	4 箱	
	カセットガス（3本組）	960 本	20 箱	
	段ボールベッド	15 台	15 箱	
	段ボール間仕切り			
	ジャバラマット	130 枚	13 箱	

※共同備蓄指定品目に指定される「投光器」「コードリール」等は、一般備品として検討。

(2) 災害時のための設備

下水道管路にあるマンホールを活用し、簡易便座やパネルを設けることで、迅速にトイレ機能を確保できるマンホールトイレを、建物西側屋外に4基設置します。

4. 災害時を想定した平時の施設利用

(1) 防災知識や災害時の対応等の普及啓発

防災に関する講習会や研修会など、平時から市民の災害に関する防災意識や災害時の対応等の普及啓発や防災教育にかかる活動拠点の1つとします。

また、設置するマンホールトイレのほか、平常時に施設内で使用するベンチについて、避難所開設時には簡易ベッドとして使用できる製品を導入するなど、体育館利用者に防災への備えの必要性を伝えることができる施設とします。

(2) 災害時を想定した防災訓練

通常災害時に避難所・緊急避難場所として使用することを想定した住民避難訓練・避難所開設訓練のほか、大規模災害時の広域防災拠点への機能転換を想定し、県や自衛隊等との合同訓練を行います。

資料編

1. 現施設の利用状況（時間帯別稼働率・2022 年度）

現施設の利用状況を把握するため、利用予約の時間帯別稼働率をまとめました。さらに、一般利用が多い平日と、大会利用が多い土日祝日に分けて分析したところ、次のような特徴がみられました。

ア) 大体育室

【平日】

- ・午前から午後にかけての継続利用を除き、昼食時間の利用が少ない。
- ・午後 9 時以降の利用が極端に少ない。
- ・時間帯に応じてグラフの山が見られる。

↓

大まかに、「午前」「午後の前半」「午後の後半」「夜」の時間枠で利用されている。

【土日祝日】

- ・大会等の開催で終日予約が多く、全般的に稼働率が高い。
- ・午後 9 時以降の稼働率が平日に比べて高いが、大会利用などによる土日貸し切りの影響が大きい。（利用を伴う需要が高いわけではない。）

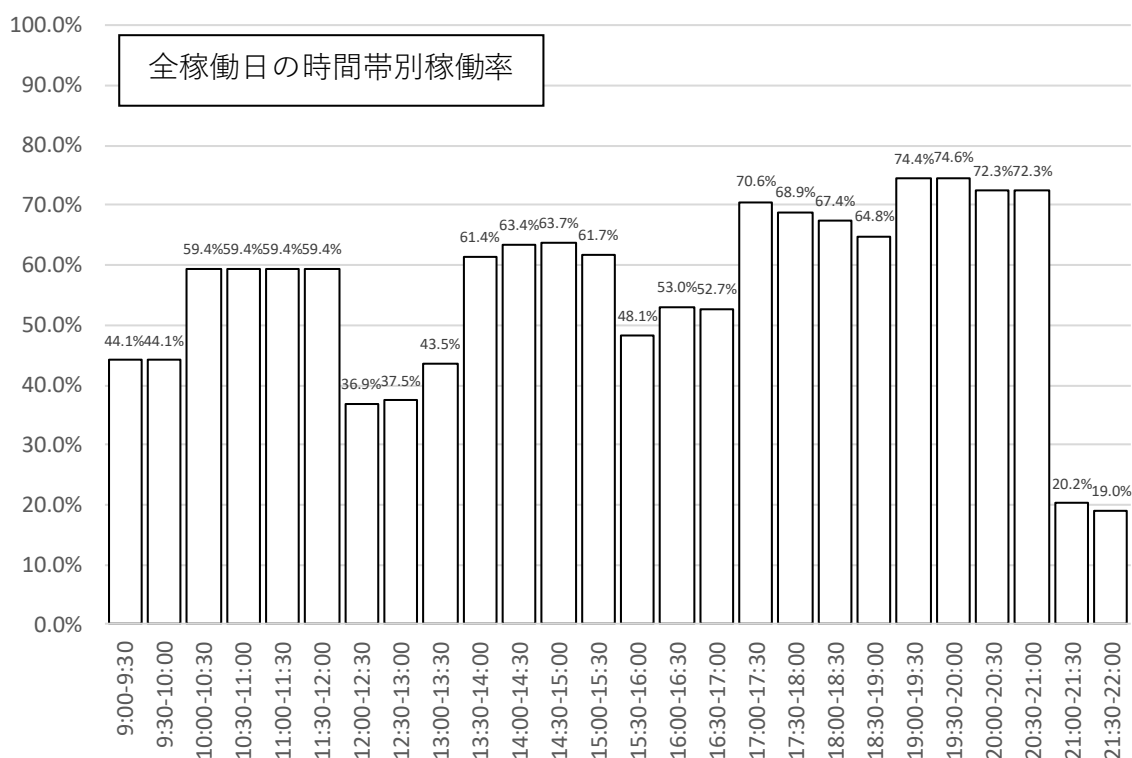


図 【大体育室】全稼働日の時間帯別稼働率(2022 年度)

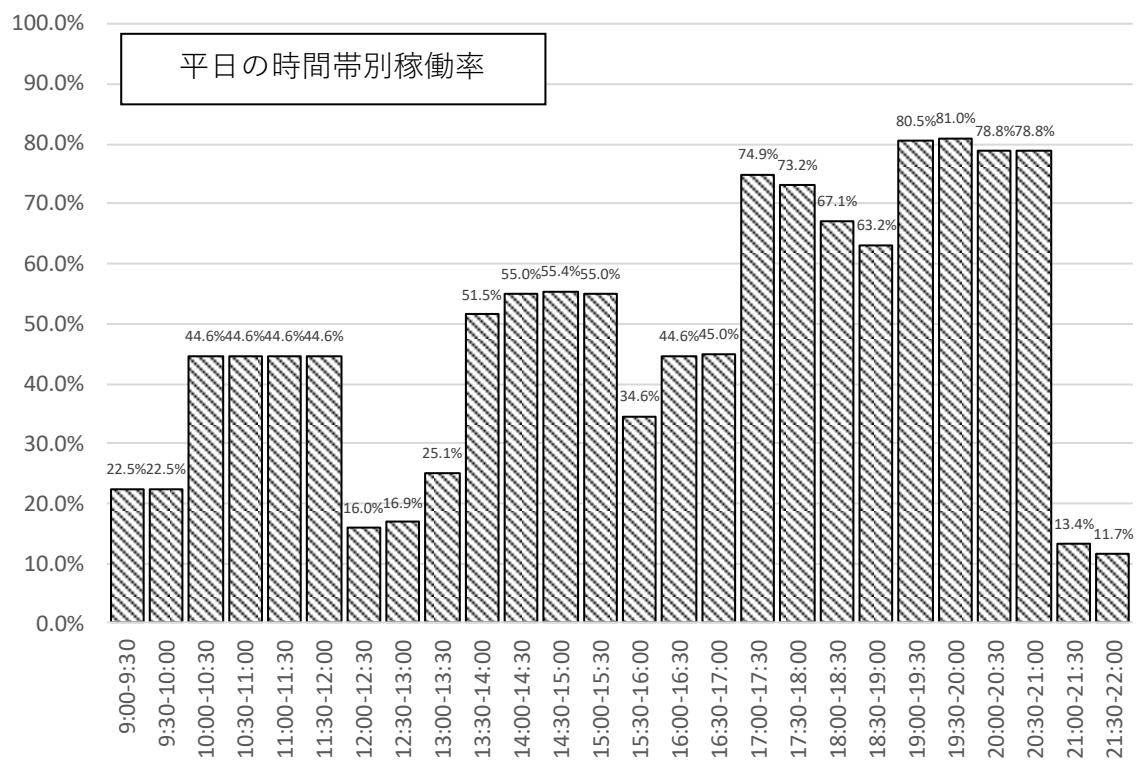


図 【大体育室】 平日の時間帯別稼働率 (2022 年度)

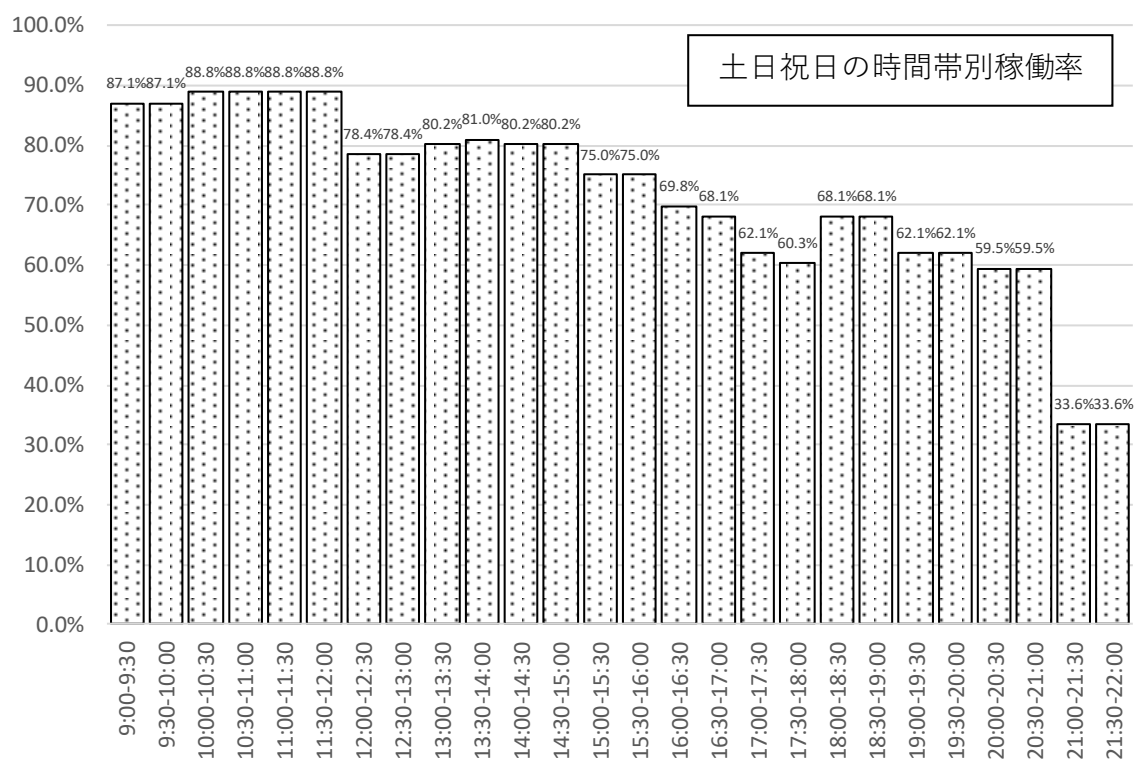


図 【大体育室】 土日祝日の時間帯別稼働率 (2022 年度)

イ) 中体育室

大体育室と比較して、少人数や個人利用が多く、平日の時間帯別稼働率については大体育室と比較して10%ほど高くなっています。

【平日】

- ・午前から午後にかけての継続利用を除き、昼食時間の利用が少ない。
- ・午後9時以降の利用が極端に少ない。
- ・時間帯に応じてグラフの山が見られる。

↓

大まかに、「午前」「午後の前半」「午後の後半」「夜」の時間枠で利用されている。

- ・「午後の前半」と「午後の後半」を通しての利用も見られる。

【土日祝日】

- ・大会等の開催で終日予約が多く、全般的に稼働率が高い。
- ・午後9時以降の稼働率が平日に比べて高いが、大会利用などによる土日貸し切りの影響が大きい。(利用を伴う需要が高いわけではない。)

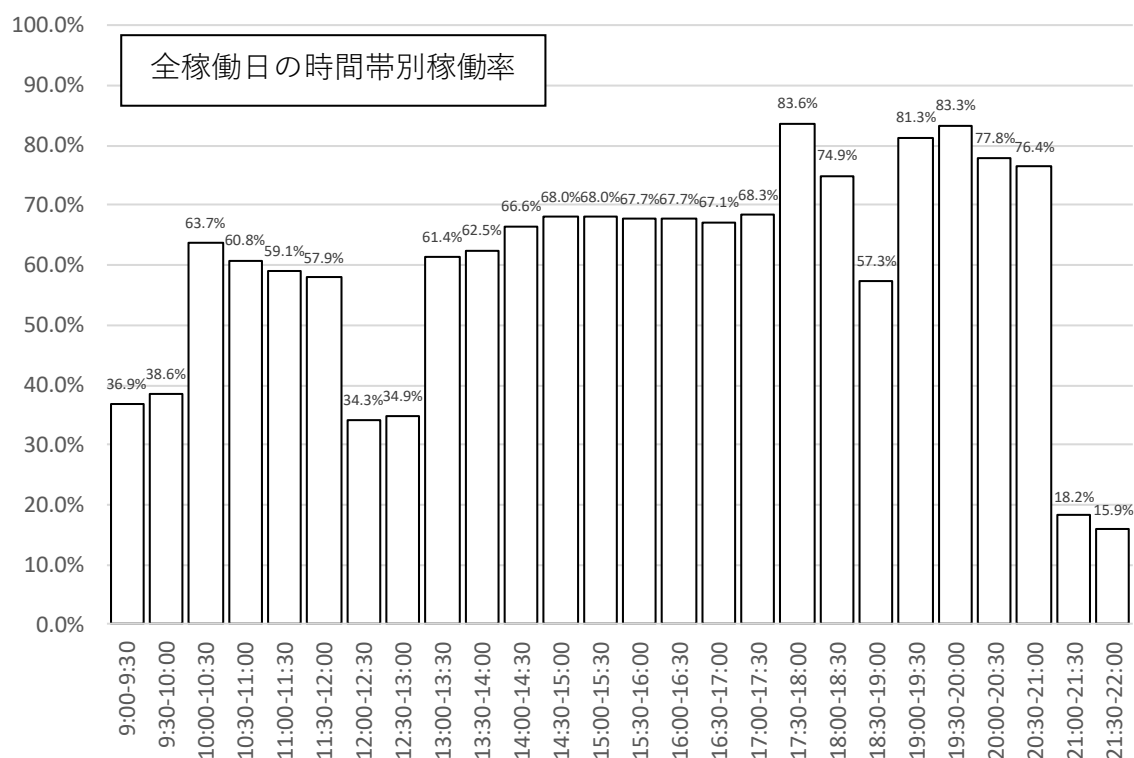


図 【中体育室】全稼働日の時間帯別稼働率(2022 年度)

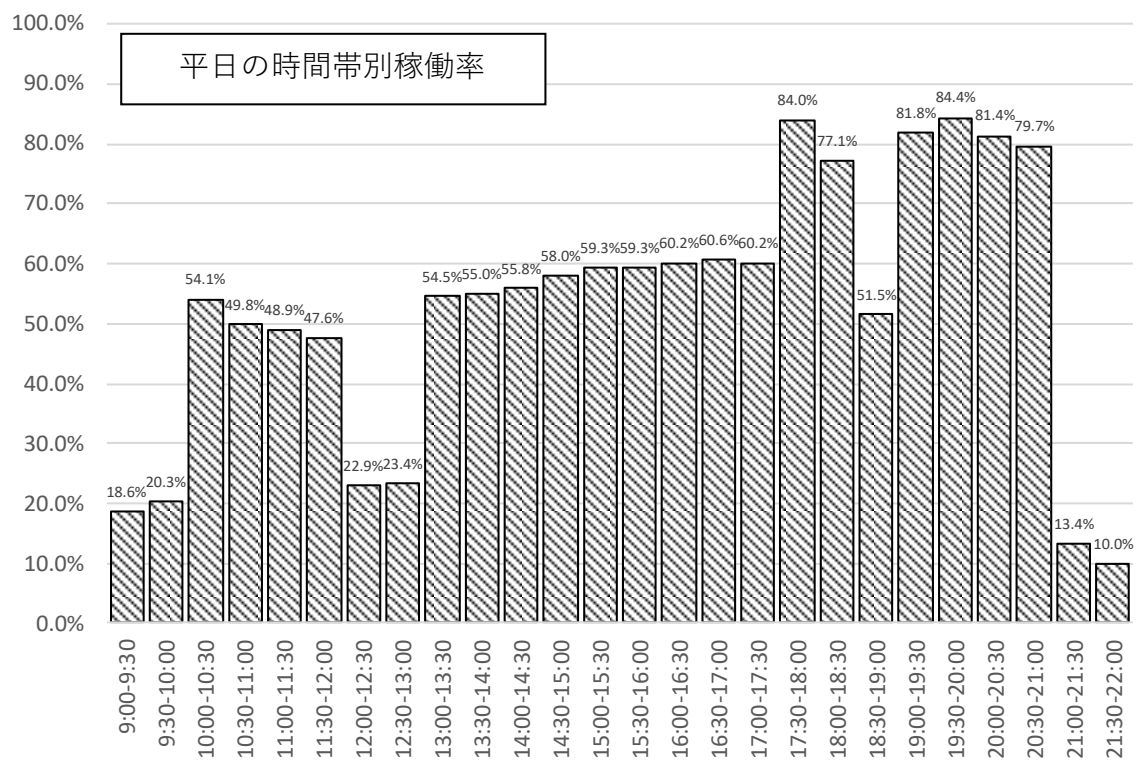


図 【中体育室】 平日の時間帯別稼働率 (2022 年度)

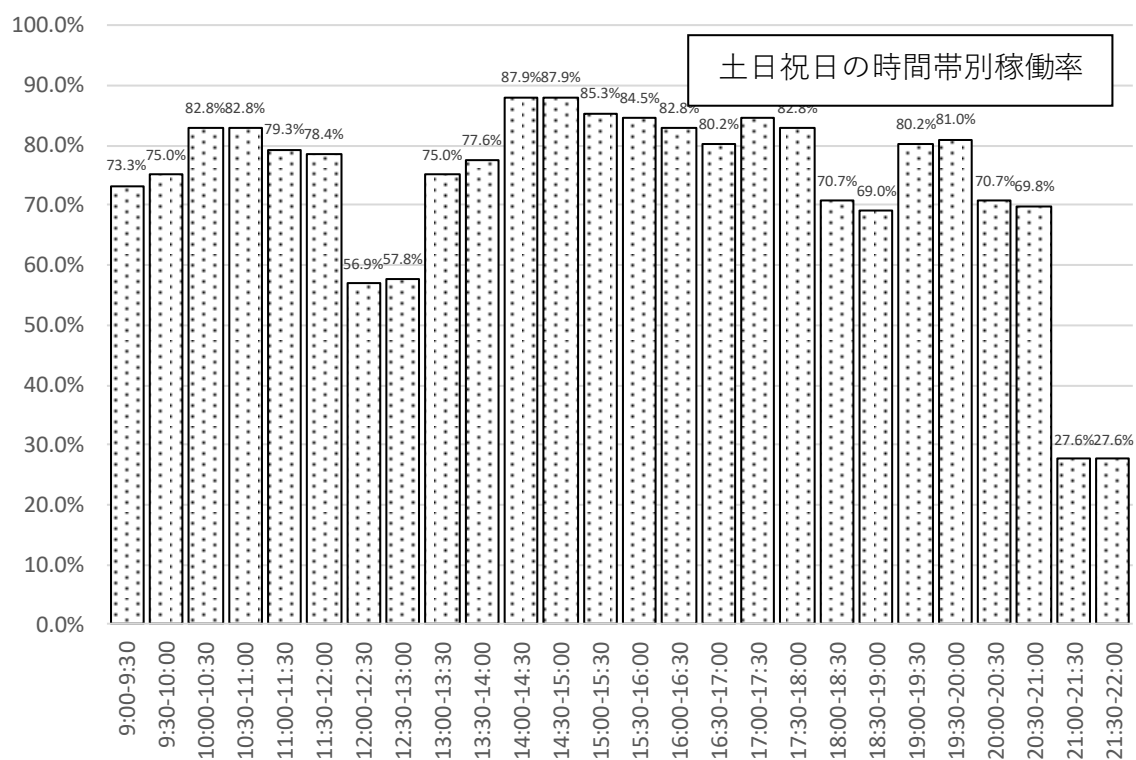


図 【中体育室】 土日祝日の時間帯別稼働率 (2022 年度)

ウ) 小体育室

大体育室、中体育室と比べて用途は限られますが、卓球、ダンス、ヨガ、バレエ、体操などに利用されています。

【平日】

- ・午前9時からの1時間、昼食時間、午後9時以降の利用が極端に少ない。
- ・利用時間は、2～3時間単位が多い。
- ・時間帯に応じてグラフの山が見られる。

↓

大まかに、「午前」「午後の前半」「午後の後半」「夜」の時間枠で利用されている。

- ・「午後の前半」と「午後の後半」を通しての利用も見られる。

【土日祝日】

- ・大会等の種類によっては使用しない場合もあり、稼働率は落ち着いている。

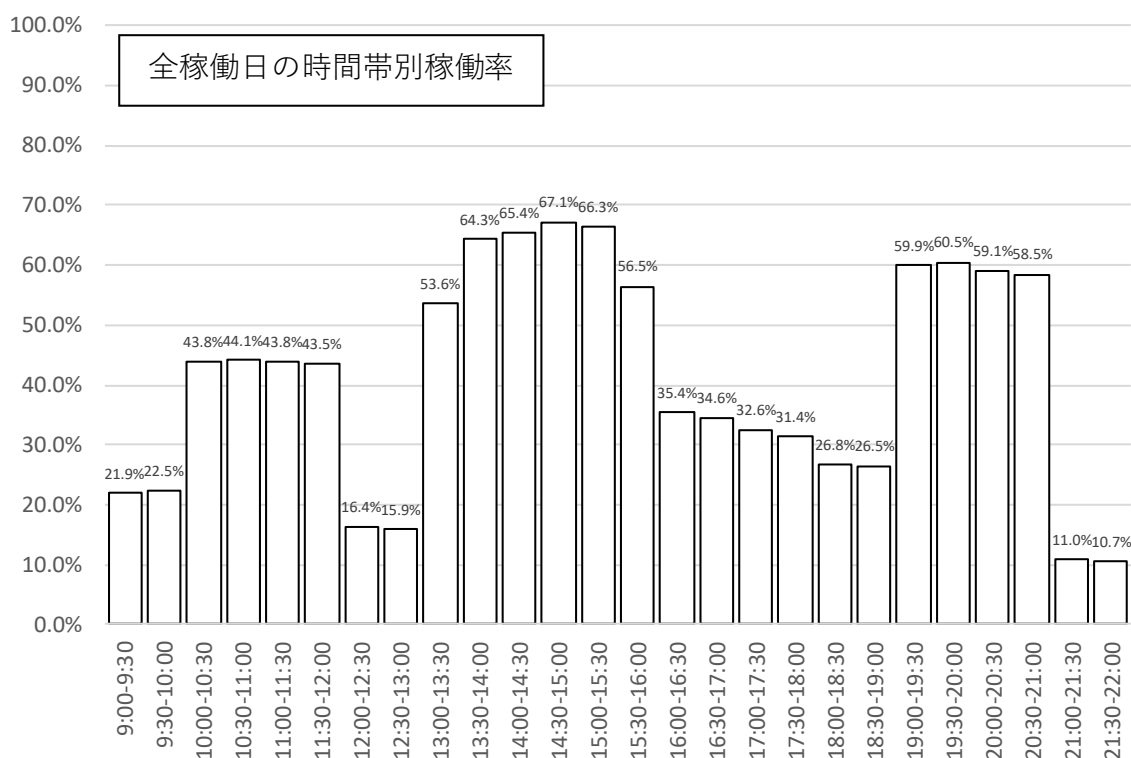


図 【小体育室】全稼働日の時間帯別稼働率(2022 年度)

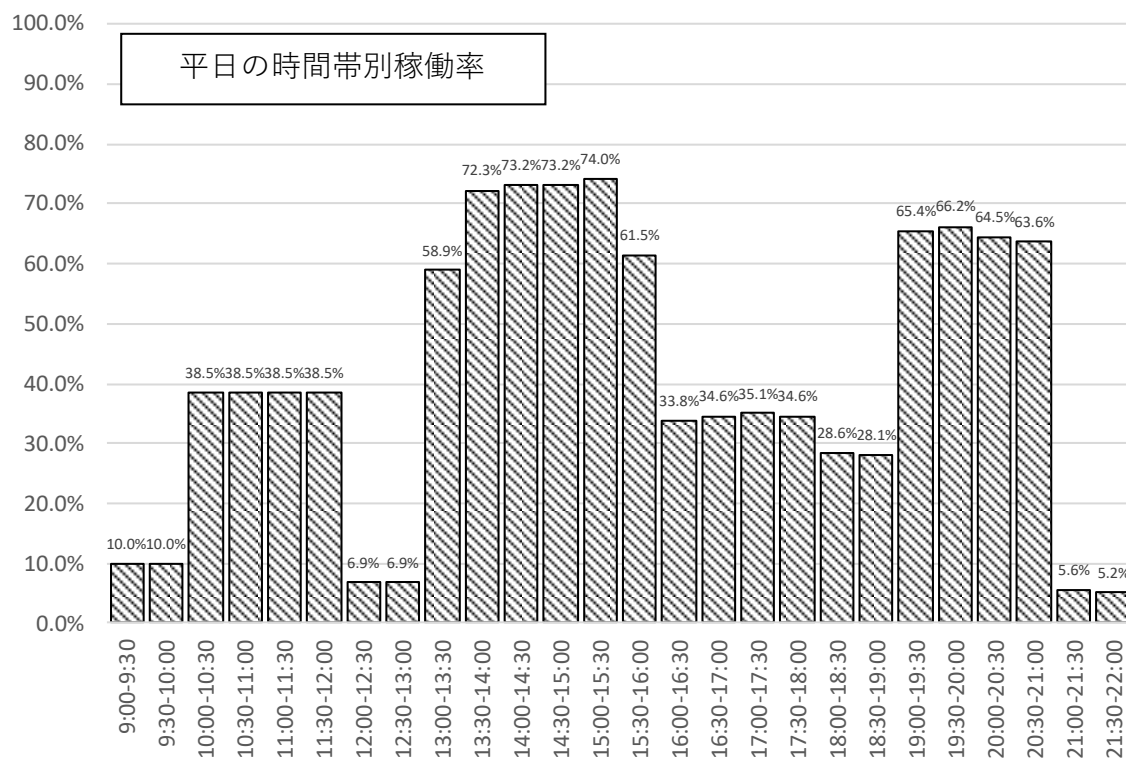


図 【小体育室】 平日の時間帯別稼働率 (2022 年度)

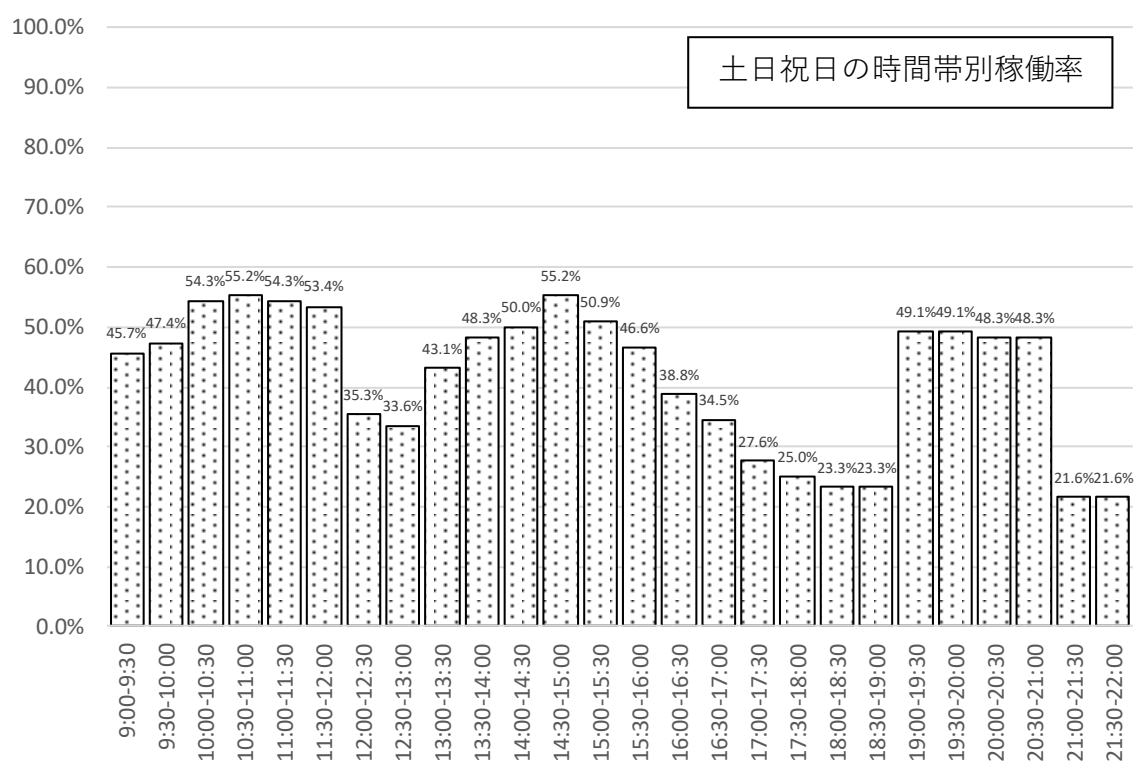


図 【小体育室】 土日祝日の時間帯別稼働率 (2022 年度)

エ) 格技場

小体育室と同様の使い方ができるコンパクトな部屋です。

【平日】

- ・午後 6 時から午後 9 時までの稼働率が高い一方、その以外の稼働率は低い。
- ・大まかに、「午前」「午後の前半」「午後の後半」「夜」の時間枠で、利用時間は 2 ～ 3 時間単位が多いが、1 時間のみの利用もある。
- ・午後の前半と後半を通しての利用も見られる。

【土日祝日】

- ・大会等の種類によっては使用しない場合もあり、稼働率は落ち着いている。

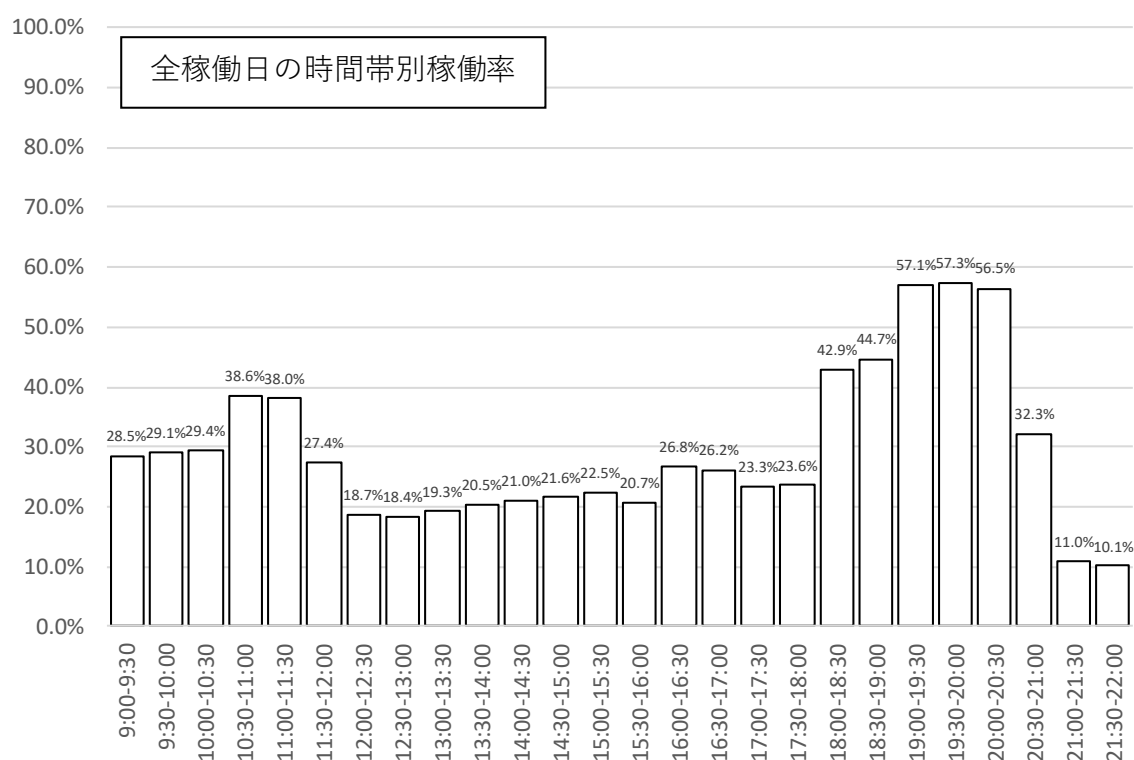


図 【格技場】全稼働日の時間帯別稼働率(2022 年度)

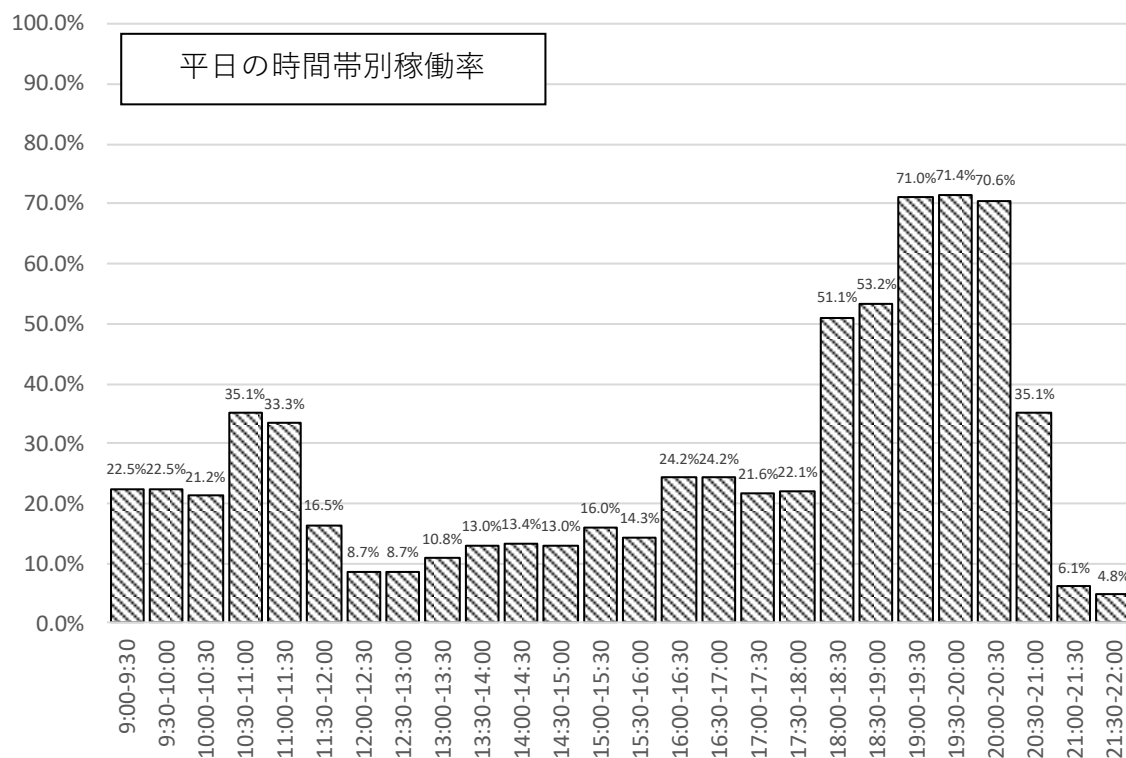


図 【格技場】 平日の時間帯別稼働率 (2022 年度)

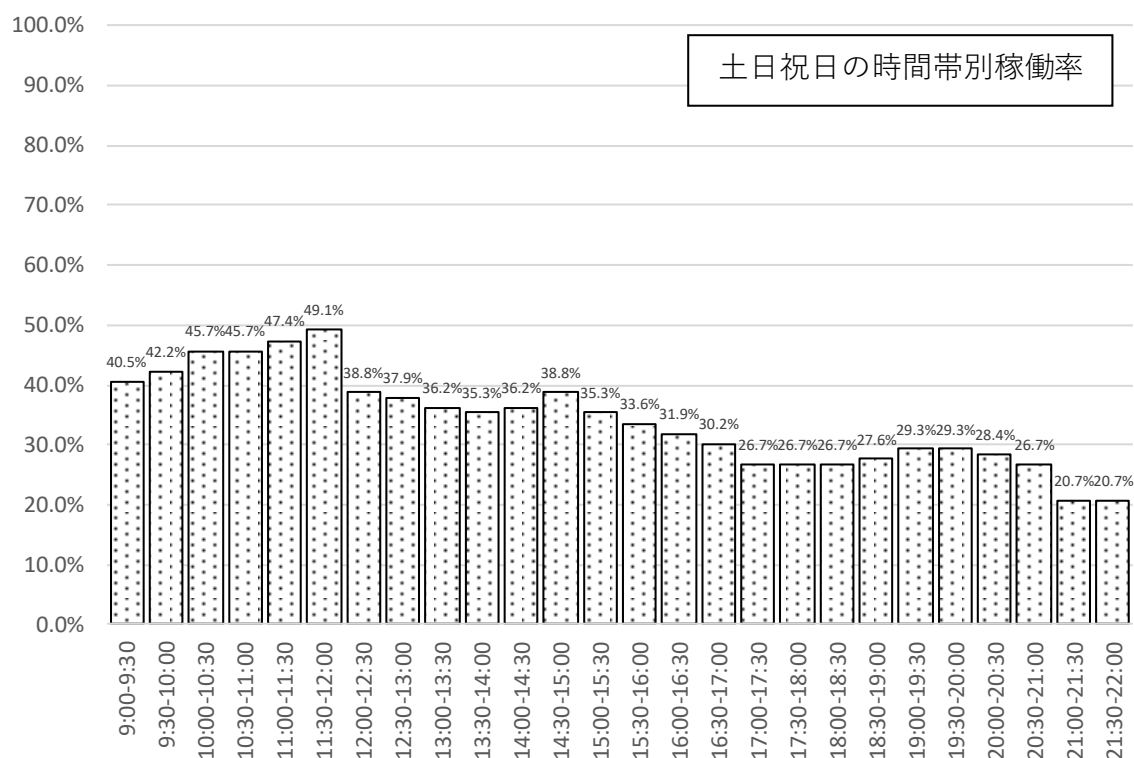


図 【格技場】 土日祝日の時間帯別稼働率 (2022 年度)

2. 秋田県内のスポーツ施設の使用料

【メインアリーナ】… 一般のアマチュアスポーツ

(1) 冷暖房設備を使用しない場合

【算定条件】… バスケットボールコート1面相当/1時間あたりに換算
 時間帯：平日の夜間（一般的な利用で最も稼働率が高い）
 照 明：日常利用程度（200～300ルクス）の照明を点灯
 冷暖房：なし
 目 的：市内一般アマチュアスポーツの日常練習（非営利／入場料徴収なし）
 備品等：別途

表 県内施設の使用料【冷暖房なし】（バスケットボールコート1面・1時間あたり換算）

	秋田県立 体育館	秋田市立 体育館※	大館市 樹海体育館	由利本荘 アリーナ	能代市 総合体育館	現在の 横手体育館
メインアリーナ	1,600	780	510	793	1,150	775
照明	2,030	440	410	上記に含む	980	上記に含む
合計	3,630	1,220	920	793	2,130	775

※秋田市立体育館のメインアリーナは、令和6年4月改定予定の金額。以下同様。

※部分点灯できる施設は当該規定料金を記載、できない施設は全面点灯分を記載。

(2) 冷房を使用する場合

【算定条件】… バスケットボールコート1面相当/1時間あたりに換算
 時間帯：平日の夜間（一般的な利用で最も稼働率が高い）
 照 明：日常利用程度（200～300ルクス）の照明を点灯
 冷暖房：冷房あり
 目 的：市内一般アマチュアスポーツの日常練習（非営利／入場料徴収なし）
 備品等：別途

表 県内施設の使用料【冷房あり】（バスケットボールコート1面・1時間あたり換算）

	秋田県立 体育館	秋田市立 体育館	大館市 樹海体育館	由利本荘 アリーナ	能代市 総合体育館	現在の 横手体育館
メインアリーナ	1,600	780	510	793	1,150	775
照明	2,030	440	410	上記に含む	980	上記に含む
冷房	設備なし	2,760	3,370	5,500	設備なし	設備なし
合計	3,630	3,980	4,290	6,293	2,130	775

※冷房は部分稼働できないため各施設の規定料金そのまま記載。

(3) 暖房を使用する場合

【算定条件】… バスケットボールコート 1 面相当 / 1 時間あたりに換算
 時間帯：平日の夜間（一般的な利用で最も稼働率が高い）
 照 明：日常利用程度（200～300 ルクス）の照明を点灯
 冷暖房：暖房あり
 目 的：市内一般アマチュアスポーツの日常練習（非営利／入場料徴収なし）
 備品等：別途

表 県内施設の使用料【暖房あり】（バスケットボールコート 1 面・1 時間あたり換算）

	秋田県立 体育館	秋田市立 体育館	大館市 樹海体育館	由利本荘 アリーナ	能代市 総合体育館	現在の 横手体育館
メインアリーナ	1,600	780	510	793	1,150	775
照明	<u>2,030</u>	<u>440</u>	410	上記に含む	980	上記に含む
暖房	3,050	3,850	3,060	5,500	2,970	上記に含む
合計	6,680	5,070	3,980	6,293	5,100	775

※暖房は部分稼働できないため各施設の規定料金そのまま記載。

【サブアリーナ】… 一般のアマチュアスポーツ

留意点:面積に大きな違いがあるため単純比較に適さない

(1) 冷暖房設備を使用しない場合

【算定条件】… バスケットボールコート1面相当/1時間あたりに換算
 時間帯: 平日の夜間(一般的な利用で最も稼働率が高い)
 照明: 日常利用程度(200~300ルクス)の照明を点灯
 冷暖房: なし
 目的: 市内一般アマチュアスポーツの日常練習(非営利/入場料徴収なし)
 備品等: 別途

表 県内施設の使用料【冷暖房なし】(バスケットボールコート1面・1時間あたり換算)

	秋田県立 体育館	秋田市立 体育館※	大館市 樹海体育館	由利本荘 アリーナ	能代市 総合体育館	現在の 横手体育館
サブアリーナ	410	780	510	793	920	650
照明	400	530	410	上記に含む	160	上記に含む
合計	810	1,310	920	793	1,080	650
面積	463㎡	836㎡	660㎡	640㎡	645㎡	448㎡

※秋田市立体育館のサブアリーナは、令和6年4月改定予定の金額。以下同様。

(2) 冷房を使用する場合

【算定条件】… バスケットボールコート1面相当/1時間あたりに換算
 時間帯: 平日の夜間(一般的な利用で最も稼働率が高い)
 照明: 日常利用程度(200~300ルクス)の照明を点灯
 冷暖房: 冷房あり
 目的: 市内一般アマチュアスポーツの日常練習(非営利/入場料徴収なし)
 備品等: 別途

表 県内施設の使用料【冷房あり】(バスケットボールコート1面・1時間あたり換算)

	秋田県立 体育館	秋田市立 体育館	大館市 樹海体育館	由利本荘 アリーナ	能代市 総合体育館	現在の 横手体育館
サブアリーナ	410	780	510	793	920	650
照明	400	530	410	上記に含む	160	上記に含む
冷房	設備なし	250	1,130	550	設備なし	設備なし
合計	810	1,560	2,050	1,343	1,080	650

(3) 暖房を使用する場合

【算定条件】… バスケットボールコート 1 面相当 / 1 時間あたりに換算
 時間帯：平日の夜間（一般的な利用で最も稼働率が高い）
 照 明：日常利用程度（200～300 ルクス）の照明を点灯
 冷暖房：暖房あり
 目 的：市内一般アマチュアスポーツの日常練習（非営利／入場料徴収なし）
 備品等：別途

表 県内施設の使用料【暖房あり】（バスケットボールコート 1 面・1 時間あたり換算）

	秋田県立 体育館	秋田市立 体育館	大館市 樹海体育館	由利本荘 アリーナ	能代市 総合体育館	現在の 横手体育館
サブアリーナ	410	780	510	793	920	650
照明	400	530	410	上記に含む	160	上記に含む
暖房	710	240	1,020	550	960	上記に含む
合計	1,520	1,550	1,940	1,343	2,040	650

【メインアリーナ】… 興行

(1) スポーツ興行を冬季に開催する場合

屋内スポーツリーグのシーズン:一般的に秋から春

【算定条件】… メインアリーナ全面貸切/1日当たりの合計金額

条例上の規定料金で、自治体による独自の減免等は考慮しない

他諸室:施設により異なるため考慮しない

時間帯:土日の終日

照 明:各施設の全面・全灯相当を設定/12時間稼働

冷暖房:暖房あり/12時間稼働

目 的:スポーツ興行(営利/入場料徴収あり)

備品等:別途

表 県内施設の使用料【暖房あり】(全面・1日当たり)

	秋田県立 体育館	秋田市立 体育館	大館市 樹海体育館	由利本荘 アリーナ	能代市 総合体育館	現在の 横手体育館
メインアリーナ	514,840	610,920	440,040	408,400	443,520	154,050
照明	47,520	31,680	61,200	21,120	72,240	上記に含む
暖房	48,840	46,200	36,720	132,000	35,640	上記に含む
合計	611,200	688,800	537,960	561,520	551,400	154,050
広さ	バスケット2面	バスケット3面	バスケット3面	バスケット4面	バスケット2面	バスケット2面
2023-24シーズン						
Bリーグ		○ 34試合		○ 2試合		
Wリーグ	○ 4試合		○ 2試合	○ 2試合	○ 2試合	雄物川 3試合
Vリーグ		○ 2試合				
S/Jリーグ	武道館 2日間					
Tリーグ		○ 3試合				
Fリーグ						

※秋田市立体育館のメインアリーナは、令和6年4月改定前の金額。

※S/Jリーグは、県立武道館を会場に2日間で男女計12試合。

※秋田市立体育館のTリーグは、男子2試合の2日目に女子1試合を開催。

また、1日目は平日の木曜日開催だったが、比較のため土日の終日で試算する。

(2) スポーツ興行以外の興行を夏季に開催する場合

【算定条件】… メインアリーナ全面貸切/1日当たりの合計金額
 条例上の規定料金で、自治体による独自の減免等は考慮しない
 他諸室：施設により異なるため考慮しない
 時間帯：土日の終日
 照 明：各施設の全面・最低照度を設定（暗転想定）/12 時間稼働
 冷暖房：冷房あり/12 時間稼働
 目 的：スポーツ興行以外の興行（営利／入場料徴収あり）
 備品等：別途

表 県内施設の使用料【冷房あり】（全面・1日当たり）

	秋田県立 体育館	秋田市立 体育館	大館市 樹海体育館	由利本荘 アリーナ	能代市 総合体育館	現在の 横手体育館
メインアリーナ	514,840	610,920	440,040	816,800	443,520	154,050
照明	32,040	31,680	14,760	10,560	24,000	上記に含む
冷房	設備なし	33,120	40,440	132,000	設備なし	設備なし
合計	546,880	675,720	495,240	959,360	467,520	154,050
広さ	バスケット2面	バスケット3面	バスケット3面	バスケット4面	バスケット2面	バスケット2面
2階観客席	2,368席	2,468席	1,600席	2,269席	1,512席	336席

※秋田県立体育館の照明は1/2 灯。

※秋田市立体育館のメインアリーナは、令和6年4月改定前の金額。

照明は全灯 1/6×6（全面）。

※大館市樹海体育館の照明は全面 1/5 灯。

※由利本荘アリーナの照明は全面半灯。

※能代市総合体育館の照明は1/3 点灯。

【メインアリーナ】… 商用利用

(1) 見本市や展示販売会等を夏季に開催する場合

【算定条件】… メインアリーナ全面貸切/1日当たりの合計金額
 条例上の規定料金で、自治体による独自の減免等は考慮しない
 他諸室：施設により異なるため考慮しない
 時間帯：土日の終日
 照 明：各施設の全面・全灯相当を設定/12時間稼働
 冷暖房：冷房あり/12時間稼働
 目 的：展示販売会（営利／入場料徴収なし）
 備品等：別途

表 県内施設の使用料【冷房あり】（全面・1日当たり）

	秋田県立 体育館	秋田市立 体育館	大館市 樹海体育館	由利本荘 アリーナ	能代市 総合体育館	現在の 横手体育館
メインアリーナ	514,840	610,920	110,040	122,520	110,880	154,050
照明	47,520	31,680	61,200	21,120	72,240	上記に含む
冷房	設備なし	33,120	40,440	132,000	設備なし	設備なし
合計	562,360	675,720	211,680	275,640	183,120	154,050
広さ	バスケット2面	バスケット3面	バスケット3面	バスケット4面	バスケット2面	バスケット2面

※秋田市立体育館のメインアリーナは、令和6年4月改定前の金額。

3. 類似施設・近隣施設の使用料（諸室/その他）

【コンディショニングルーム（トレーニングルーム）】

- 個人利用は1時間200円程度が多い。
- トレーニングルームの専有利用は一般的に実施されていない。

表 類似施設・近隣施設の使用料（トレーニングルーム）

施設名	室名	個人利用		専有利用	
		単位	金額	単位	金額
秋田県立体育館	トレーニング室	1時間	230円	1時間	480円
秋田市立体育館	該当室なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
大館市樹海体育館	トレーニングルーム	1時間	110円	1時間	510円
由利本荘アリーナ	トレーニングルーム	2時間	440円	実施なし	実施なし
能代市総合体育館	トレーニングルーム	1時間	230円	実施なし	実施なし
美郷町総合体育館	フィットネスルーム	1時間	200円	実施なし	実施なし

【ランニングコース】

- 個人利用は1時間単位で100円程度が多い。
- 一方で、利用者の時間管理を課題とする施設も多い。
- ランニングコースの専有利用は一般的に実施されていない。

表 類似施設・近隣施設の使用料（ランニングコース）

施設名	室名	個人利用		専有利用	
		単位	金額	単位	金額
秋田県立体育館	ランニングコース	4時間	230円	実施なし	実施なし
秋田市立体育館	ジョギングコース	1時間	100円	実施なし	実施なし
大館市樹海体育館	ジョギングコース	1時間	110円	実施なし	実施なし
由利本荘アリーナ	ランニングコース	2時間	110円	実施なし	実施なし
能代市総合体育館	該当室なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
美郷町総合体育館	美郷町総合体育館	1時間	100円	実施なし	実施なし

※団体が個人利用枠で利用している施設あり（同時間帯、実質的に一般利用者の利用は不可）

【大型映像装置】

- 県内は由利本荘アリーナのみ。
- 1回 5,000 円程度が一般的。積極的な活用が図られる価格帯を検討。

表 類似施設・近隣施設の使用料（大型映像装置）

施設名	形式	使用料	
		単位	金額
秋田県立体育館	設備なし		
秋田市立体育館	壁面 1 面		秋田ノーザンハピネッツ設置
大館市樹海体育館	設備なし		
由利本荘アリーナ	センタービジョン	1 日	広告無・入場料無 5,500 円 広告無・入場料有 55,000 円 広告有・入場料無 55,000 円 広告有・入場料有 110,000 円
能代市総合体育館	設備なし		
札幌市中央体育館	壁面 2 面	1 区分	5,400 円 (3h) ~ 7,200 円 (4h)
むつ市総合アリーナ	壁面 1 面	1 回	1,000 円
奥州市総合体育館	壁面 1 面	1 区分	12,100 円 (4h)
福岡市総合体育館	センタースクリーン ※プロジェクタ投影	1 区分	1,500 円 (3h)

【移動観覧席（階段状の移動席）】

表 類似施設・近隣施設の使用料（移動観覧席）

施設名	移動観覧席	使用料	
		単位	金額
秋田市立体育館	ロールバックスタンド 合計約 900 席 1 ブロック約 80 席前後	1 ブロック 1 日	170 円 (非営利) 5,560 円 (営 利)
大館市樹海体育館	500 席	一式 1 日	1,020 円 (500 席)
由利本荘アリーナ	1 ブロック 80 席 合計 1,280 席	1 ブロック 1 日	1 ブロック 550 円
能代市総合体育館	合計 500 席	1 台	1,150 円

4. 使用料（利用料金）の減額・免除の状況

（１）現施設の利用料金に対する減額・免除の適用状況

現施設の令和４年度の利用実績（利用日ベース）における利用料金の減額・免除等の適用は、全体の84.3%でした。

規定の通常料金以上または営利料金の件数は全体の約15%強で、そのうち2倍料金（市外の利用）と営利料金については合せて約4%という状況です。

（２）新施設の利用料金収入の見込みへの影響

利用料金の減免制度は新施設にも大きく影響します。新施設の管理運営費に関する試算においては、当初の利用料金収入が過大な見込みとならないよう配慮する必要があります。

表 減額・免除等の適用状況

区分	件数	割合
免除（100%減額）	596	23.6%
50%減額、または半額料金（児童・生徒）	1,535	60.7%
通常料金（減免なし）	290	11.5%
2倍料金（市外）	60	2.4%
営利料金※	46	1.8%
合計	2,527	100.0%

※営利料金には児童・生徒にかかるものを含む

